

参 考

I 認定基準

〔公務災害の認定基準〕

公務災害は、大別すると、負傷、疾病、障害及び死亡の4つに分けられます。

1 公務上の負傷の認定

次に掲げる場合の負傷は、原則として、公務上のものとします。ただし、故意又は本人の素因によるもの、天災地変によるもの(天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変による罹災地へ当該罹災地以外の地域から出張した場合におけるものを除く。)及び偶発的な事故によるもの(私的怨恨によるものを含む。)と明らかに認められるものについては、公務上の災害とは認められません。

(1) 次に掲げる場合に発生した負傷

ア 自己の職務の遂行中

通常又は臨時に割り当てられた職務(地方公務員法第39条の規定による研修及び同法第42条の規定による職員の保健のための健康診断の受診を含む。)を遂行している場合(出張の期間中を除く。)

(説明)

職務遂行している場合とは、次の場合をいいます。

- (7) 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合
- (イ) 地方公務員法第39条の規定による研修(一般独立行政法人にあつては、これに準じる研修をいう。)を受けている場合
- (ウ) 地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断(一般独立行政法人にあつては、これに準じる健康診断をいう。)を受けている場合

ただし、出張の期間中の行為については、後述の「出張又は赴任の期間中」の認定基準により公務上外を判断します。

自己の職務の範疇として捉えることが妥当であるかどうか困難なものとして、上司の私用を弁ずる行為があります。

原則的には、上司の私用を弁ずる行為は公務と認められないので、公務災害と認められないものです。

しかし、上司の私用を弁ずる行為であっても、被災職員にとっては内容的に一概に職務遂行中ではないと判断することが困難な事案もあるので、個々の事案に対し、事実を調査のうえ判断することとなります。

例えば、自動車運転手が上司を私的会合に送り届ける途中、事故を起こし負傷した運転手が自己の職務遂行中であったかどうかは、一概にいえないところであつて結局具体的事案に即して勤務時間と事故を起こした時間の関係その他の諸条件を検討して判断することが必要となるでしょう。

特殊な場合として宿直勤務があります。宿直勤務は通常の場合、時間的、場所的に職員を拘束していますが、職員の行為自体については相当広範に自由な行為が許容されているのが通例である関係上、そ

の間に私的行為が介在する余地があるので、宿直勤務時間内の災害であったとしても、すべて公務上と解することはできません。例えば、庁舎内巡回や日誌の整理などは当然職務として扱われますが、テレビを見ている時や同僚と雑談している時等の負傷で、それらの行為自体によって発生したと認められる場合には、原則として公務上の災害とは認められません。

職員がその職務遂行上必要な研修又は訓練(例えば、消防職員の体力錬成)中に発生した事故による負傷は公務災害となります。訓練(研修)施設においても教科目として体育の時間が設けられていて、その際に負傷したような場合もこれに含まれます。

なお、ここにいう訓練とは、責任者の統制の下にいわば職務の一環として行われるものをいい、同じ内容であっても職員が自発的、個別的に行う練習中の負傷は、これに該当しません。

研修の態様には、講義、討議、事例研究、自主研究、視察等多様であり、特に問題となるのが視察ですが、公務遂行性が認められるためには、その視察が研修の一環として位置付けられていることが必要です。

健康診断については、定期健康診断のように任命権者が職員に対し、実施する義務を有しているものについては、任命権者の支配管理下において行われるものであるので、公務遂行性が認められますが、人間ドッグ等のように任命権者が企画・立案したものであっても、一般にその受診が職員の意思に委ねられているものは、任命権者の支配管理下において行われたものとは認められません。

イ 職務遂行に伴う合理的行為中

職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為(公務達成のための善意による行為を含む。)を行っている場合。

(説明)

職務遂行に通常伴う合理的行為とは、職務付随行為又は職務随伴行為といわれるもので、業務待機中の行為、生理的 necessary 行為、公務達成のための善意行為などがあります。

業務待機中の行為については、私的行為とみられるような場合が多いことから業務の中断とする考えもありますが、その行為が業務待機中としては著しく社会通念を逸脱した行為でない限り、原則的には業務との関係は解消していないものとして取り扱います。この場合、業務待機中の行為としてどの程度まで通常許容されるものであるか難しいところですので、結局、社会通念に従って具体的事実に基づいて個々に判断せざるを得ません。

生理的 necessary 行為としては、用便があります。勤務時間内においても休憩時間中であっても、用便のための往復路の構内通行行為は、勤務を遂行するための必要欠くべからざる行為です。

また、水等を飲むために往復する行為も同様に考えられます。

公務達成のための善意行為とは、自己に割り当てられた(担当)職務以外の公務を達成するための善意によって行う行為をいいます。公務達成のための善意行為を行っている場合に発生した負傷は、公務災害となります。

公務達成のための善意行為については、担当外の職務に従事していたということのほか本来の担当者の不在、その公務の緊急性又は必要性、その他客観的情勢からみて善良な職員であれば誰でもがそう

するであろうと客観的に判断されるものであることを要し、一般的には慣例的に同僚の職務を援助する行為あるいは本人の所属する組織体の業務の運営を阻害する状態を排除する行為など、組織体の業務能率により深い関係をもつ行為がこれに該当するものといえます。しかし、善意行為であっても、公務上の必要性のない、いわゆる道義的立場からの善意行為にあたる場合などは原則として公務外とされます。

そのほか、次の行為についても、職務遂行に伴う合理的行為に該当するものとして取り扱います。

- (ア) 勤務公署内に食事をする施設がない場合又は勤務公署内にある食事をする施設が不十分な場合において、勤務公署に近接する食堂を指定食堂としているとき及び勤務公署の近辺に数軒の食堂しかなく、職員がそれらの食堂を利用せざるを得ないような状況にあるときに食事のため、当該勤務公署と食堂との間を合理的な経路及び方法による往復する行為(ただし、食事行為そのものは、公務ではなく私的行為です。)
- (イ) 勤務公署内に医療機関がない場合又は勤務公署内にある医療機関が不十分な場合において負傷又は疾病のため緊急の治療が必要であると認められる職員が、所属部局の長の指示又は了解を受けて、当該治療のため、勤務時間を割いて当該勤務公署と最寄りの医療機関との間を合理的な経路及び方法により往復する行為

ウ 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中

勤務時間の始め又は終わりにおいて職務の遂行に必要な準備行為又は後始末行為を行っている場合

(説明)

職員の勤務には、任命権者等から命ぜられた本来の担当業務のほか、当該業務の前後における準備行為又は後始末行為も含まれているのが通常です。

すなわち、勤務開始前には、更衣、勤務環境の清掃、機械器具の点検・整備等の準備行為が行われ、勤務終了後には、機械器具の整備・格納、作業環境の整理・清掃、洗面、手洗い、更衣等の後始末行為が行われます。また、清掃作業等の場合には、勤務終了後に入浴をする場合もあります。

これらの行為は、その職員に割り当てられた本来の職務そのものではありませんが、職務を行う上で通常又は当然に付随するものであるため、勤務時間の前後の合理的な時間内に行われる職務遂行に必要な行為は、本来の職務と同様に、公務遂行性が認められています。

エ 救助行為中

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合

(説明)

このような救助行為を行うことは、合理的な必要行為と考えられることから、そのとき発生した負傷を公務災害としたものです。

オ 防護行為中

非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎を含む。）を防護する行為を行っている場合

（説明）

非常災害発生時には、勤務場所などを被災から防護する緊急の必要性があることが多く、このような緊急時の合理的な必要行為中に発生した負傷は、公務災害となります。

カ 出張又は赴任の期間中

出張又は赴任の期間中である場合（次に掲げる場合を除く。）

(ア) 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合

(イ) (ア)に該当する場合以外の場合において、恣意的行為を行っているとき

(ウ) 出張先の宿泊施設が地公災法第2条第2項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき

（説明）

上記(ウ)の往復の途上の場合、通勤災害の対象となります。

出張中の職員の行為を大別すると、3つに分かれます。

a 出張用務そのものを遂行する行為

この場合は、自己の職務遂行中に災害が発生した場合と同様に考えて差し支えありません。

b 旅行する行為

この場合は、合理的経路上の災害であれば特に恣意的行為に起因したものでない限り公務災害とされますが、車中で乗客と口論し殴られて負傷したような場合は公務外とされます。

合理的経路とは、旅費計算の基礎となった勤務場所～駅～目的地間ですが、勤務場所に寄らず自宅から直接目的地に赴き、目的地から直接自宅へ帰ることを任命権者に認められている場合、自宅～駅間も合理的経路として取り扱います。

旅行命令によらない経路によった場合でも、①公務の必要又は天災などやむを得ない事情により変更された経路、②習慣的な経路、③その他その経路によったことが客観的に妥当と認められる経路にあたる場合は、合理的経路として取り扱います。

目的地においては、駅、宿舎、用務先相互間が合理的経路となり、宿舎は出張中の宿舎として社会通念上妥当な範囲内にあることが必要とされます。

c 私用を弁ずる行為

この場合は、①出張先で用務終了後に私的行為を行った後の帰路を出張の再開継続とみるか私的行為により職務が終了したとみるかは認定が難しく、結局、出張目的、私的行為の内容、時間的、場所的要素を各事案ごとに検討して決定することとなります。②宿泊施設における通常の宿泊行為中の負傷は、宿泊行為を出張に伴う必然的行為と考え、著しく酩酊して階段から転落したような場合など、

特に恣意的行為によるものを除き、公務災害として取り扱われます。

出張中の災害に関する公務上外の認定上の判断基準は前記のとおりですが、認定請求の際の添付資料としては、出張命令簿の写し、災害が合理的経路上で発生したものであるかどうかを確認するに足る資料、交通機関などに乗車中の災害の場合は、当該交通機関の選択が妥当であったかどうか、(例：出張に自家用車の使用が禁止されているにもかかわらず、自家用車を使用して交通事故を起こした場合)などを判断するための資料が必要となります。

赴任の期間中の負傷については、前記出張の場合の取り扱いに準じた取り扱いがされます。

キ 出勤又は退勤途上

次に掲げる出勤又は退勤（(住居(イ)の場合にあっては、職員の居場所を含む。）又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいう。以下同じ）の途上にある場合（合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。）

- (ア) 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- (イ) 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上
- (ウ) 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上
- (エ) 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- (オ) 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- (カ) 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- (キ) 地方公務員法24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（(地方独立行政法人にあっては、地方独立行政法人が定める勤務を要しない日及びこれに相当する日をいう。）以下「勤務を要しない日」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- (ク) 国民の祝日に関する法律の規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上
- (ケ) 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあっては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

(説明)

通勤は、勤務に伴うものであって、勤務との関連性は認められますが、その経路、時間などについて

は各人の自由に委ねられており、任命権者の支配管理下にはないことから、通勤途上の災害は一般的には公務災害ではなく通勤災害として取り扱われます。

これに対して、出退勤途上の災害であっても、任命権者により交通機関が指定されている場合や緊急の呼び出しを受けた場合等には、その出退勤について任命権者の拘束性が認められ、また、社会通念上いわゆる異常な時間帯に出退勤する場合等にあつては、その勤務の特殊性に着目して、任命権者の拘束性を認め、公務遂行性があるものとして、公務災害の対象とすることとされています。

ただし、合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合は、任命権者の支配拘束性が排除されますので公務災害の対象とすることはできません。

(ア)の場合には、通勤自体に任命権者の強い拘束力が及んでおり、(イ)の場合は、通常の出勤とは異なり、特命による出勤であるので任命権者の管理責任の及ぶ範囲内にあり、(ウ)から(ケ)までの場合は、社会通念上異常な時間帯における通勤又は異常な勤務形態に伴う通勤途上であるから、任命権者の支配拘束力の及ぶ状況下にあるものと解されているからです。

(カ)の場合の「引き続いて24時間以上となった勤務」には、休憩・休息时间、仮眠時間等が含まれるもので、交替制勤務の場合は、通常の勤務に引き続いて宿直勤務に服し、さらに引き続いて通常の勤務に服した場合、通常の勤務に引き続いて時間外勤務に服した場合等で、引き続いて24時間以上勤務した場合これに当たります。

また、(コ)の場合は、(ア)から(ケ)までに掲げる場合に準ずると認められる場合で、例えば特に命ぜられた1時間以上早く出勤する途上で異常な時間帯に該当しない場合、やむを得ない特別の事情により、特に命ぜられた出勤時間に遅刻の状態にあつた出勤途上、通常の勤務が終了した後に4時間以上時間外勤務に服した場合の退勤途上などが、これに該当します。

ク レクリエーション参加中

地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者(地方独立行政法人にあつては、当該地方独立行政法人の理事長)が計画し、実施したレクリエーション又は任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合(2以上の任命権者が共同して行った運動競技会に代表選手として当該任命権者から指名されて参加している場合を含む。)その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合

(説明)

レクリエーションは、本来それ自体は公務とはいえないものの、職員の元気回復を図り、公務の能率増進に寄与する側面をもっているため、①そのレクリエーションが、地方公務員法第42条の規定に基づくレクリエーションであり、しかも、②そのレクリエーションを任命権者が形式的にも実質的にも主催者(又は共同主催者)として、企画・立案・実施したものであることの要件を満たすものである場合には、任命権者の支配拘束性を認め、そのレクリエーションに参加した場合は、公務遂行性を認めることとしています。

- ① 複数の任命権者が共同で行ったもの
- ② 任命権者(又は複数の任命権者)が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合(地方公務員等共済組合法附則第29条の規定による健康保険組合を含む。)と共同で行ったもの。
- ③ 任命権者(又は複数の任命権者)が職員の厚生福利事業を行うことを目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同で行ったもの
- ④ ①から③までのほか、任命権者の支配管理下で行われたと認められるもの

なお、「レクリエーションへの参加」とは、所定の場所又は時間帯においてそのレクリエーションに出場し、又は応援している場合をいい、準備運動を行っている場合及びこれに準ずる場合を含みます。

ここでいう「これに準ずる場合」とは、レクリエーションに付随する合理的行為である飲水、更衣、用便等そのレクリエーションの参加に必要な最小限度の行為を行っている場合をいいます。

なお、レクリエーションの実施形態等は多種多様であるため、設定に当たっては個々の事案ごとに、レクリエーション計画の企画・立案・実施の担当者、計画等策定のための会議の主催者及び参加者、計画等の決裁の状況、職員に対する周知方法、参加者のとりまとめ、サービス上の措置、レクリエーション開催当日の運営状況、経費の負担等を検討して、任命権者が形式的にも実質的にも主催者(又は共同主催者)として、企画・立案・実施したものであると認められる場合に公務上となります。

(2) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

次に掲げる場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるもの(前記(1)のアからカまでに該当する場合のものを除く。)

ア 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとを始点又は終点とする往復行為をいう。以下同じき(前記(1)のキの(ア)に該当する場合を除く。)

イ 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

ウ 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

(説明)

これは、任命権者の施設管理責任に着目したものです。

例えば、貯水池勤務の職員が帰宅途中、施設内の危険な場所にもかかわらず、柵を設けていなかったため、当該貯水池に転落し水死した場合、休憩時間にボール投げ中、構内のマンホールの蓋が壊れていたため、当該マンホールに落ちて負傷した場合などは、当該災害が任命権者の施設管理責任によって生じたものとして公務災害になります。ただし、勤務を要しない日に私用で通常の勤務場所に出かけて同様の負傷をした場合には、公務との関連はないので、公務上の災害とは認められません。

(3) 宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷

公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎において、当該宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷

(説明)

この場合も、任命権者の施設管理責任に着目したものです。

公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎には、看護師の寄宿舍、警察官の待機宿舎その他特定の業務遂行のため職員の入居を義務づけた宿舎が通常これに該当します。

(4) 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した負傷

(説明)

職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷は公務災害となります。

(ア) 職務遂行中であっても、私的怨恨によって第三者から加害を受けたような場合には、私的行為が直接の原因で災害が発生したものですから公務外とされますが、職務遂行に伴う怨恨の場合は、執務中であると否かにかかわらず公務災害として取り扱われます。

しかし、加害行為が職務遂行に伴う怨恨によるか、私的感情のもつれによるか不明確な場合が多いので、加害と職務行為との間に相当因果関係が証明されなくてはなりません。例えば、警察官や税務職員のように正常な職権を行使することにより怨恨をいだかせる可能性が一般的に高いと認められる職務に従事している者の場合に比較的多く発生しますが、その他の職員の場合でも職務との相当因果関係が明らかに証明されれば、公務上として取り扱われます。

(イ) 第三者とのいざごさは、一般に応接態度から生ずるものであり、業務は単なる契機にすぎない場合が多いでしょうが、窓口職員の応接の態度が悪いと口論となり、殴られて負傷をしたような場合は、原則としてこの職務上の怨恨による負傷には該当せず、偶発性の要素を考慮に入れたうえで、自己の職務遂行中の負傷に該当するかどうかを検討されることとなります。

なお、加害者も同時に負傷している場合には、被災者自身も加害者となり、いわば「けんか」と見るべき場合があります。「けんか」の場合には、災害の原因がすでに私怨に発展していることが多いので、発端は職務と関連があっても、職務との相当因果関係はすでに失われていると見るのが通常でしょう。

(5) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

(説明)

例えば、公務上の負傷又は疾病で療養中、機能回復訓練を行っているとき、当初の負傷又は疾病に基づき発生した負傷は、公務災害となります。

ただし、公務上の負傷の療養のため医者に行く途中、自動車事故で負傷した場合のように負傷そのものが当初の負傷に起因するとは認められないときは、公務外となります。

(6) その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷

(説明)

前記(1)から(5)までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務上の災害となります。

2 公務上の疾病の認定

公務上の負傷に起因して発生した疾病は、公務上となりますが、この場合の公務上外の判断は、医学的に発症機序が明らかであることが多いため、比較的容易です。

しかし、それ以外の疾病の場合、それが公務に起因して発生したものであるかどうかを判断することは、負傷や負傷に起因する疾病の場合に比べて困難です。そこで、規則別表第1に掲げる医学経験則上、公務と相当因果関係が明らかな疾病に該当し、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上、当該原因によって生ずる疾病に特有の症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務災害とする取扱いがなされています。

ただし、規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病として認定する場合は、特定の業務に従事したため特定の疾病に罹患した職員に限られており、その他の疾病はすべて個々の場合について「公務に起因することが明らかな疾病」であるかを判断した上で認定されることになります。

(1) 公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷に起因する疾病は公務上のものとし、これに該当する疾病は次に掲げる場合の疾病とする。

- ア 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合
- イ 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷によりその素因が刺激されて発病した場合
- ウ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晚発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合
- エ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合

(説明)

公務上の負傷に基づく疾病には、負傷によって直接発生する疾病(例えば外傷性肋膜炎)だけでなく、その疾病が原因となって続発する疾病(例えば外傷性敗血症からの脳膜炎)も含まれます。また、既往の私的疾病を負傷により著しく増悪した場合もこの基準によって取り扱われます。負傷に引き続く疾病が公務上と認められるためには、当該負傷に起因して発病の時期が著しく早められ又は著しく増悪したことが医学的に証明されなくてはなりません。

図1 ア の場合

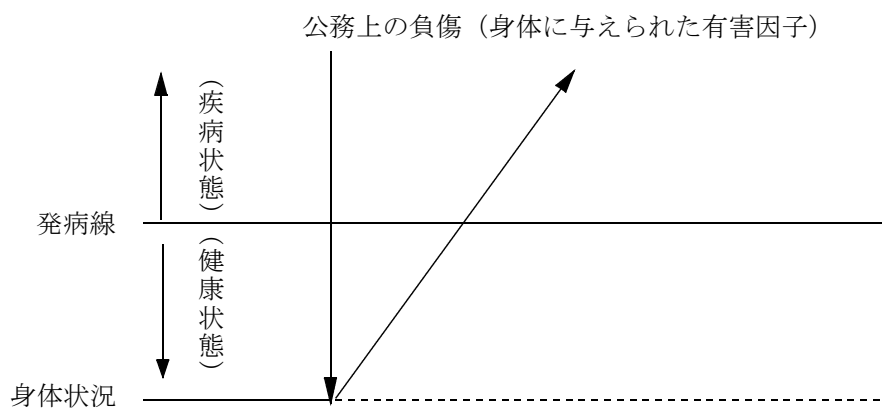


図2 イ及び
ウの場合

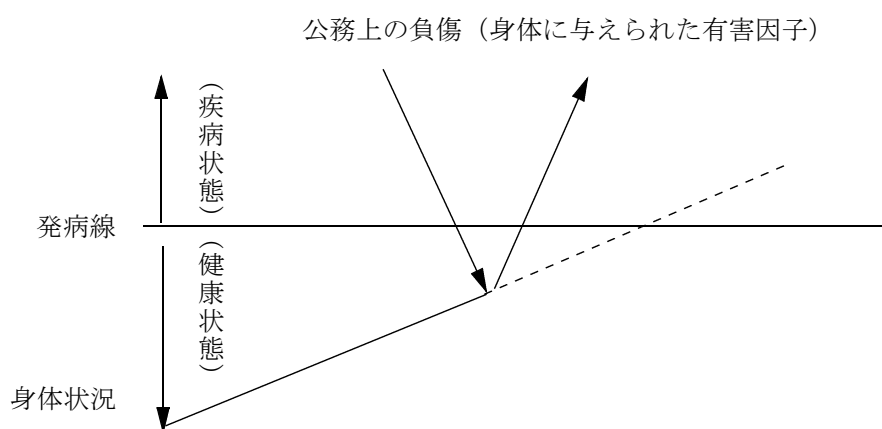


図3 エの場合

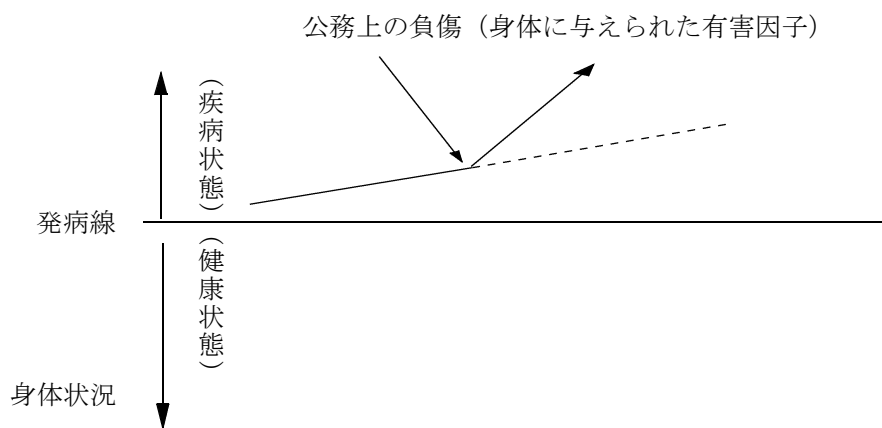


図1の場合は、通常、発病の原因である身体に加わった有害因子(負傷による有害因子)が顕著に捉えられますので、認定は比較的容易であって、その有害因子が公務上の負傷によるものであれば公務上の疾病となります。

図2の場合は、素因の程度が高い場合にはごくわずかの有害因子により、又はこれといった有害因子がなくとも発病に至るので、発病の直接の原因を確定することの困難な場合が少なくありませんが、

公務上の負傷による有害因子により発病の時期を著しく促進したと認められる場合は公務上の疾病となります。

図3の場合も同様に公務のために通常の経過をたどらず急速に著しい増悪を来した場合は公務上の疾病となります。

(2) 職業性疾病

次に掲げる職業性疾病は、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上、当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとする。

(説明)

反証とは、公務以外の事由によって発病したという証明です。

なお、下記のア、イ、ウ、オ及びカの「これらに付随する疾病」とは、それぞれア、イ、ウ、オ及びカに例示する疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該例示する疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいいます。

ア 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた、次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(ア) 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患

(イ) 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患

(ウ) レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患

(エ) マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患

(オ) 電離放射線にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かきよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

(カ) 高压室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病

(キ) 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症

(ク) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症

(ケ) 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷

(コ) 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷

(ク) 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患

(シ) 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死

(ス) (ア)から(シ)までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

(説明)

a (オ)の「電離放射線」とは、次の粒子線又は電磁波をいいます。

(a) アルファ線、重陽子線及び陽子線

- (b) ベータ線、重陽子線及び陽子線
- (c) 中性子線
- (d) ガンマ線及びエックス線

b (ケ)の「熱中症」には、日射病及び熱射病が含まれます。

イ 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(ア) 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱

(イ) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛

(ウ) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

(エ) せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等の腱、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事し、たため生じたことが明らかな疾病

(説明)

イの「これらに付随する疾病」には、イの(ウ)の手指、前腕などの運動器障害に付随して起こる粘液のうの疾患が含まれます。

ウ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
(ア) 別表（省略）の左の欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、同欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物に応じ、それぞれ図表の右の欄に掲げる症状又は障害を主たる症状又は障害とするもの

(イ) ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

(ウ) すず、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

(エ) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

(オ) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

(カ) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患

(キ) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

(ク) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症

(ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことが明らかな疾病

エ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又はじん肺の合併症

(説明)

エの「じん肺の合併症」とは、じん肺と合併した次の疾病をいいます。

- (ア) 肺結核 (イ) 結核性胸膜炎 (ウ) 続発性気管支炎 (エ) 続発性気管支拡張症
(オ) 続発性気胸 (カ) 原発性肺がん

オ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(ア) 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

(イ) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患

(ウ) 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症

(エ) 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、細菌・ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことのあきらかな疾病

カ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- (ア) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (イ) ベータナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (ロ) 4-アミノジフフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (エ) 4-ニトロジフフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (オ) ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (カ) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (キ) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (ク) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- (ケ) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- (コ) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん
- (サ) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺がん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンノンパシゅ
- (シ) すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
- (ス) (ア)から(シ)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

(3) その他公務に起因することが明らかな疾病

(1)及び(2)に掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾病は公務上のものとしこれに該当する疾病は次に掲げる疾病とする。

- ア 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
- イ 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病
- ウ 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病
- エ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの
 - (ア) 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき
 - (イ) 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
 - (ロ) 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
- オ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病
- カ 所属部局の提供する飲食物による食中毒
- キ アからカまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

(説明)

(ア) 上記のうちア、イ、ウ、エ、オ及びカに該当する場合は、公務と相当因果関係をもって発生したものであることが明らかであるので、公務上の疾病とされるものです。

(イ) キに該当すると認められる疾病の事例としては、脳・心臓疾患や椎間板ヘルニアに代表される素因、基礎疾患を有する者に発生した腰痛などが比較的多くあります。例えば、脳出血の場合は、通常の日常の職務に比較して特に質的に若しくは量的に過重な職務に従事したこと等により、医学経験則上、発症の基礎となる病態を加齢、一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて急激に著しく増悪させ、発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと認められる場合には公務上とされます。

この考え方は、前記(1)に掲げた図の場合と同じですが、ただ、負傷を契機としない疾病は、負傷の場合よりさらに発症を誘発した有害因子の大きさがとらえにくいとともに本来、本人の素因がなければ発症しないものが多く、本人の日常生活又は健康管理の如何によっても増悪するものですので、その認定は特に慎重に行う必要があります。公務上とするためには、発症前における心身に与えた有害因子の強さあるいは職務の過重性に特にきわ立った顕著さが認められなければならないものとされています。

3 公務上の障害又は死亡の認定

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとする。

(説明)

公務に起因して発生した、例えば、頭部外傷、内臓破裂等の負傷やじん肺、脳疾患等の疾病から引き続いて、あるいはある程度の期間を経て死亡したり、障害を残した場合で、医学上、それが当初の負傷又は疾病と相当因果関係があるときは、公務上とされます。

また、自殺の場合は、判断過程において、精神疾患を発症していたか否かについて判断することとなっており、公務により当該精神疾患を発症したことが医学経験則に照らして明らかに認められ、その結果自殺に至った場合には、公務上の災害と認められます。

なお、公務に関連した自殺であっても正常な判断能力の下で自殺に至った場合、つまり、精神疾患に起因しない自殺は、故意が働いたとみることができるので、公務上の災害とは認められません。

認定に当たっては、個々の事案に即して、医学的意見を基に、相当因果関係の有無を判断することになります。

〔腰痛、心臓・脳血管疾患等及び精神疾患の認定基準〕

1 腰痛の認定基準

腰痛を起こす負傷又は疾病は多種多様ですので、腰痛の公務上外の認定に当たっては、傷病名にとらわれることなく、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、業務内容、作業態様(取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等)、作業従事歴、従事期間、当該職員の身体的条件(性別、年齢、体格等)、素因又は基礎疾患等認定上の客観的な条件の把握に努めるとともに、必要な場合は専門医の意見を聴く等の方法により認定の適正を図ります。

(1) 災害性の原因による腰痛

公務上の負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。以下同じ。）に起因して発症した腰痛で、次の①及び②に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、医学上療養を必要とするものは、I 認定基準の2の(1)に該当する疾病として取り扱う。

- ① 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること。
- ② 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

(説明)

ア 災害性の原因による腰痛を発症する場合の例としては、次のような事例があげられます。

(イ) 重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を2人がかりで運搬する最中にそのうちの1人の者が滑って肩から荷をはずしたりしたような事故的な事由により瞬時に重量が腰部に負荷された場合

(ロ) 事故的な事由はないが、重量物の取扱いに当たって、その取扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりしたときや、重量物の取扱いに不適当な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合

イ 公務の遂行に際し、何らかの原因で腰部に異常な内的な力の作用が加わったことによるいわゆる「ぎっくり腰」などの腰痛は、発症直後に椎間板ヘルニアを発症させ、又は症状の動揺を伴いながら後日椎間板ヘルニアの症状を顕在化させることもありますので、これら椎間板ヘルニアを伴う腰痛についても、公務上の災害として取り扱う場合があります。

ウ 腰痛の既往症又は基礎疾患(例えば椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、腰椎分離症、すべり症など)がある場合で、腰痛そのものは消退又は軽快している状態にあるとき、公務遂行中に生じた災害性の原因により再び腰痛を発症させ、又は増悪させ、療養を要すると認められることもありますので、これらの腰痛についても、公務上の災害として取り扱います。

エ 上記に該当しない腰痛については、たとえ公務遂行中に発症したものであっても、I 認定基準の2の(1)に掲げる疾病には該当しませんが、被災状況によっては「その他公務に起因することが明らかな疾病」として公務上の災害と認定する場合があります。

(2) 災害性の原因によらない腰痛

- ① 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短時間（おおむね3ヶ月から数年以内をいう。）に従事する職員に発症した腰痛で、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ医学上療養を必要とするものは、I認定基準の2の(2)のイに該当する疾病として取り扱う。
- ア 重量物（おおむね20kg以上のものをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
- イ 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
- ウ 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務
- エ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務
- ② 重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又はおおむね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいう。）又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務をいう。）に相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもので、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものは、I認定基準の2の(2)のイのイに該当する疾病として取り扱う。

(説明)

ア 腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間従事する職員に発症した腰痛の発症の機序は、主として筋、筋膜、靭帯などの軟部組織の労作の不均衡による疲労現象から起こるものと考えられます。

イ エックス線上の骨変化が認められるものとしては、変形性脊椎症、骨粗鬆症、腰椎分離症、すべり症などがあります。これらのうち、変形性脊椎症は一般的な加齢による退行性変性としてみられるものが多く、また、骨粗鬆症は骨の代謝障害によるものですので、災害性の原因によらない腰痛の公務上外の認定に当たっては、その腰椎の変化と年齢との関連を特に考慮する必要があります。

(3) 治療について

① 治療法

通常、腰痛に対する治療は、保存的療法(外科的な手術によらない治療方法)を基本とすべきですが、適切な保存的療法によっても症状の改善が見られないものの中には、手術的療法が有効な場合もあります。

ただし、この場合の手術方式は、腰痛の原因となっている腰部の病変の種類によってそれぞれ違い、手術によって腰部の病変を改善することができるか否かについては医学上慎重に考慮しなければなりません。

② 治療の範囲

腰痛の既往症又は基礎疾患のある職員に前記の(1)又は(2)の事由により腰痛が発症し増悪した場合の治療の範囲は、原則としてその発症又は増悪前の状態に回復させるためのものに限りません。

ただし、その状態に回復させるための治療の必要上、既往症又は基礎疾患の治療を要すると認められるものについては、治療の範囲に含めて差し支えありません。

③ 治療期間

公務上の腰痛は、適切な療法によれば、ほぼ3、4カ月以内にその症状が軽快するのが普通であり、特に症状の回復が遅延する場合でも1年程度の療養で消退又は固定するものと考えられます。

ただし、前記の(2)の②に該当する腰痛については、必ずしも上記のような経過をとるとは限りません。

2 心・血管疾患及び脳血管疾患等の認定基準

疾患(頭部を強打したというように発症の原因が明らかなものは除きます。)は、発症の基礎となる高血圧症、血管病変(動脈硬化症等をいう。以下同じ)等の病態が、加齢や一般生活等における諸種の要因(危険因子)によって増悪し、発症に至る場合がほとんどで、職場、自宅の別はもとより、勤務中、休憩中、睡眠中の別なく発症するものであることから、公務上外の認定に当たっては次の基準により判断されます。

(1) 公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病として認定の対象とする心臓・脳血管疾患等

- ① 心・血管疾患：狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、重症の不整脈（心室細動等）、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離
- ② 脳血管疾患：くも膜下出血、脳出血、脳梗塞、高血圧性脳症

(2) 心・血管疾患及び脳血管疾患(公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病の場合)の判断基準

心・血管疾患及び脳血管疾患等の発症に当たって、公務が相対的に有力な原因であると判断される場合には公務との相当因果関係が認められ、公務上の災害として取り扱われます。

当該疾患が、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病であるとして認定されるためには、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変(動脈硬化等をいう。以下同じ。)等の病態を加齢、一般生活によるいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷(以下「過重負荷」という。)を受けていたことが明らかに認められることが必要です。

心・血管疾患及び脳血管疾患等が公務上の災害として認められるためには、次の二つの要件に該当することが必要です。

- ① 次のいずれかに該当すること。
 - ア 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと。
 - イ 発症前に、通常の日常の職務(被災職員が占めていた職に割り当てられた職務であって、1日当たり平均概ね8時間(1週当たり平均概ね40時間)の勤務内に行う日常の職務をいう。以下同じ。)に比較して特に過重な職務に従事したこと。
- ② 「過重負荷」を受けてから、心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められること。

(説明)

ア 職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したことは、次のような場合がこれに該当します。

- (7) 医学経験則上、対象疾病を発症させる可能性のある爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態に職務に関連して遭遇したことが明らかな場合
 - (イ) 日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所又はその施設等の火災等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体的労働を必要とする職務を命じられ、当該職務を行っていた場合
 - (ロ) 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合
 - (ハ) 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神負荷を引き起こす事態に職務に関連して遭遇した場合
 - (ニ) 急激で著しい肉体負荷を強いられる事態又は急激で著しい作業環境の変化の下で職務を行っていた場合
- イ 通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこととは、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的又は肉体的負荷の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた、次のような場合がこれに該当します。
- (7) 発症前1週間程度から数週間(「2~3週間」をいう。)程度にわたる、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合
 - (イ) 発症前1ヶ月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務(発症日から起算して、週当たり平均25時間程度以上の連続)で行っていた場合
 - (ロ) 発症前1ヶ月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務(発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続)を行っていた場合
- ウ イに掲げる時間外勤務の評価のほか、次に掲げる職務従事状況等を評価要因とし、医学経験則に照らして強度の精神的、肉体的過重性が認められる場合は、それらを時間外勤務の評価に加えて総合的に評価します。
- (7) 交替制勤務職員の深夜勤務(22時から翌朝5時までの勤務)中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間の著しい減少等の職務従事状況
 - (イ) 著しい騒音、寒暖差、寒冷、暑熱等不快・不健康な勤務環境下における職務従事状況
 - (ロ) 緊急呼出による勤務、勤務を要しない日も勤務したことによる連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、拘束時間が長い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務等の勤務時間が不規則な勤務への従事状況
 - (ハ) 頻回出張、時差を伴う出張等の勤務公署外における移動を伴う職務への従事状況
 - (ニ) その他、精神的又は肉体的負荷を伴う職務への従事状況
- エ イ及びウの場合において、特に過重な職務等への従事状況の評価については、被災職員と職種、職、職務経験及び年齢等が同程度の職員(以下「同種職員等」という。)にとっても、特に過重な精神的、肉体的負荷と認められるか否かについて客観的に行う必要があります。
- この場合同種職員等には、健康な状態にある者のみならず、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変等を有しているものの、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない程度の職員も含まれます。
- オ 「過重負荷」を受けてから、心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が

医学上妥当であることとは、「過重負荷」を受けてから24時間以内に症状が顕在化するのが通常ですが、症状が顕在化するまでに2日程度以上経過する症例もあるので、個別事案に係る疾病の発症機序等に応じ、鑑別を行います。

(3) 公務起因性の判断に関する取扱い

- ① 公務起因性の判断に当たっては、(1)に掲げる認定対象疾患及び(2)の認定要件について、迅速、かつ、適正に調査し、医学経験則に照らし、総合的に評価して判断します。

この場合において「過重負荷」を評価するための期間は、個別事案ごとに異なりますが、(2)の認定要件の②の場合にあつては、比較的長期間(発症前概ね半年間程度とするが、特別の事情が特に長期間に及ぶことを余儀なくされていた場合は概ね1年間程度)を要するものがあることに留意する必要があります。

- ② 心・血管疾患及び脳血管疾患の公務起因性の判断については、理事長に協議することになっています。

この場合において、理事長は、公務起因性の判断が複雑、かつ、困難と思料する事案については、複数の医学専門家から心・血管疾患及び脳血管疾患の発症機序、鑑別診断等に関する医学的知見を徴します。

(4) 心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務起因性判断のための調査事項については、次のとおりです。

なお、実際の調査に当たっては、次頁以降の調査票(別添1)を参考にしてください。

- ① 一般的事項
- ② 災害発生の状況
- ③ 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等
- ④ 被災職員の身体状況に関する事項
- ⑤ 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細
- ⑥ 発症後の医師の所見等
- ⑦ 支部専門医の所見
- ⑧ その他の事項
- ⑨ 添付を要する資料の一覧(例示)

別紙1「発症前1ヶ月間の職務従事状況・生活状況調査票」

別紙2「発症前1ヶ月間を超える期間の職務従事状況・生活状況調査票」

氏名：	(男・女)	年	月	日生(発症時)	歳)
所属名・職名		適用給料表		級	号
職種： <input type="checkbox"/> 事務吏員 <input type="checkbox"/> 技術吏員 <input type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 警察官 <input type="checkbox"/> 消防吏員 <input type="checkbox"/> 看護婦(士) <input type="checkbox"/> その他()					
所属の組織図又は機構図(別添No. のとおり)					
被災時の所属の人員配置及び上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況(別添No. のとおり)					
人事記録(別添No. のとおり)					
勤務形態： <input type="checkbox"/> 交替制勤務 <input type="checkbox"/> それ以外					
ア 平日、土曜日別の勤務時間、休憩時間及び休息时间					
		(勤務時間)	(休憩時間)	(休息时间)	
平日：.....					
土曜：.....					
イ 週所定勤務時間数：.....時間.....分					
ウ 交替制勤務の内容					
シフトごとの勤務時間、休憩時間及び仮眠時間帯等					
(勤務割表及び仮眠時間割当表等は、別添No. のとおり)					
被災職員の所属する組織全体の業務及び分担状況(別添No. のとおり)					
2 災害発生の状況					
① 災害発生の概況					
発生日時：令和 年 月 日 時 分頃					
疾病名：.....					
場所：.....					
療養状況：.....					
② 災害発生現場の見取図及び写真：(別添No. のとおり)					
③ 異常な出来事・突発的事態					
ア 重大な犯罪、異常な自然現象、火災等異常な状態に遭遇したことの有無及びその詳細					
<input type="checkbox"/> 有(詳細及び消防署、気象官署等の証明、目撃者の証言等は、別添No. のとおり)					
<input type="checkbox"/> 無					
イ 日常は肉体的労働を行わない職員が特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事したことの有無及びその詳細					
<input type="checkbox"/> 有(詳細は別添No. のとおり) <input type="checkbox"/> 無					

- ウ 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で職務に従事したことの有無及びその詳細
有（詳細及び気象官署等の証明は、別添No. のとおり） 無
- エ その他、緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事したことの有無及びその詳細
有（詳細は、別添No. のとおり） 無

3 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等

① 通常の日常の職務内容（詳細は、別添No. のとおり）

② 被災前の職務内容（通常の日常の職務内容との相違の有無及び比較を含む。）

ア 発症前日から発症当日までの職務内容

.....

（上記①との比較（職務内容、業務量等）：変化有 変化無）
 （変化有の場合、その内容）

.....

イ 発症前1週間の職務内容

.....

（上記①との比較（職務内容、業務量等）：変化有 変化無）
 （変化有の場合、その内容）

.....

ウ 発症前1か月間の職務内容

.....

（上記①との比較（職務内容、業務量等）：変化有 変化無）
 （変化有の場合、その内容）

.....

エ 発症前概ね半年間程度の職務内容

.....

（上記①との比較（職務内容、業務量等）：変化有 変化無）
 （変化有の場合、その内容）

.....

③ 発症前日から直前までの勤務状況及び発症状況の詳細（別添No. のとおり）
④ 発症当日から遡り過重な職務が続いていると認められる時点までの職務従事状況及び生活状況の詳細（発症前1か月間は別紙1、発症前1か月を超える期間は別紙2のとおり）
⑤ 通勤の経路、方法、時間等（通勤届は、別添No. のとおり）
4 被災職員の身体状況に関する事項
① 健康診断結果
ア 定期健康診断（過去5年間）の記録の写し、指導区分及び事後措置の内容 （別添No. のとおり）
イ 人間ドック（過去5年間）の診断結果の写し（別添No. のとおり）
② 心・血管疾患及び脳血管疾患に係る既往歴 <input type="checkbox"/> 有（以下にその内容を記入） <input type="checkbox"/> 無 ア 疾病名..... イ 医療機関名..... ウ 治療状況.....
③ 上記②に係る素因・基礎疾患の状況 ア 主治医の所見（別添No. のとおり） イ 医学的資料（別添No. のとおり） （ア）診断書 （イ）診療録又は診療要約 （ウ）CT、MRA、MRI、冠動脈造影、超音波検査、X線写真等画像及び心電図等 （エ）血圧検査・血液生化学検査等諸臨床検査の結果等
④ 祖父母、両親、兄弟等の家族の健康状況等（別添No. のとおり）
⑤ 発症前の趣味、し好等の状況
ア 趣味、スポーツ等 <input type="checkbox"/> 有（内容 ） <input type="checkbox"/> 無
イ し好品の状況 <input type="checkbox"/> タバコ（本/日） <input type="checkbox"/> 飲酒（日本酒（合/日） <input type="checkbox"/> ビール（本/日） <input type="checkbox"/> 洋酒（杯/日） <input type="checkbox"/> コーヒー（杯/日）
ウ 薬の服用状況（高血圧症、動脈硬化症、高脂血症に係る薬剤名等） <input type="checkbox"/> 有（薬剤名 服用頻度・量 ） <input type="checkbox"/> 無
エ 自動車の保有、発症前の運転の状況等 <input type="checkbox"/> 有（週 日運転 ） <input type="checkbox"/> 無

5 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細

有（以下にその詳細を記入） 無

- ① 証言者：.....日時：.....場所：.....
内容：.....
- ② 証言者：.....日時：.....場所：.....
内容：.....

6 発症後の医師の所見等

① 主治医の所見（別添No. のとおり）

② 医学的資料（別添No. のとおり）

ア 診断書・意見

イ 死亡診断書（死体検案書）・解剖所見

ウ 診療録又は診療要約

エ CT、MRA、MRI、冠動脈造影、超音波検査、X線写真等画像及び心電図

オ 血圧検査・血液生化学検査等諸臨床検査の結果等

③ 発症後の療養経過：死亡 療養中（その状況を以下に記入）
職場復帰

療養内容.....

療養期間（入院、通院別）.....

医療機関名.....

現況.....

7 支部専門医の所見（別添No. のとおり）

8 その他の事項

① 発症時の事務室、勤務場所の見取図、写真等及び騒音、照度等の職場環境（別添No. のとおり）

② 発症日の気象（勤務場所における天候、気温、湿度、風速等）
.....

③ その他公務上災害の認定に際し、必要と思われる事項（別添No. のとおり）

9 添付を要する資料の一覧（例示）

- ① 所属の組織図又は機構図
- ② 被災時の所属の人員配置及び上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況
- ③ 人事記録
- ④ 勤務割表及び仮眠時間割当表等（交替制勤務の場合）
- ⑤ 被災職員の所属する組織全体の業務状況及び分担状況
- ⑥ 災害発生現場の見取図及び写真
- ⑦ 重大な犯罪、異常な自然現象、火災等異常な状態に遭遇したことに係る資料（消防署、気象官署等の証明、目撃者の証言等）
- ⑧ 日常は肉体的労働を行わない職員が特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事したことに関する資料
- ⑨ 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で職務に従事したことに関する資料（気象官署等の証明）
- ⑩ 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態に遭遇したことに関する資料
- ⑪ 急激で著しい肉体的負荷を強いられる事態又は急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事したことに関する資料
- ⑫ 通常の日常の職務内容の詳細
- ⑬ 発症前日から直前までの勤務状況及び発症状況の詳細
- ⑭ 交替制勤務職員の深夜勤務中の出勤状況、仮眠時間帯及び仮眠時間の減少等の状況に関する資料
- ⑮ 著しい騒音、寒暖差、頻回出張等の勤務環境の状況に関する資料
- ⑯ 勤務時間が不規則な職務への従事状況に関する資料
- ⑰ 頻回出張、時差を伴う出張等の勤務公署外における異動を伴う職務への従事状況に関する資料
- ⑱ 精神的又は肉体的負荷を伴う職務への従事状況に関する資料
- ⑲ 退勤時刻に関する資料（時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等）
- ⑳ 時間外勤務等の状況に関する資料（時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等）
- ㉑ 自宅等で行ったとする場合の作業の状況に関する資料（自宅等での作業の内容・時間数及び根拠、自宅等で作業せざるを得なかった理由書、論文リスト・報告書等）
- ㉒ 出勤簿、休暇簿等
- ㉓ 通勤届
- ㉔ 定期健康診断の結果等
- ㉕ 人間ドックの結果
- ㉖ 既往歴、素因・基礎疾患に関する主治医の所見
- ㉗ 既往歴、素因・基礎疾患に関する医学的資料
- ㉘ 祖父母、両親、兄弟等の家族の健康状況等に関する資料
- ㉙ 本件疾病に係る主治医の所見
- ㉚ 本件疾病に係る医学的資料等
- ㉛ 発症時の事務室等の状況に関する資料
- ㉜ その他認定に際し、必要と思われる事項に関する資料

作 成 年 月 日	令和 年 月 日
作成者所属・職氏名	
作 成 者 氏 名	

3 精神疾患の認定基準

公務が原因で精神疾患を発症したとして公務災害認定請求のあった事案においては、当該精神疾患が以下の「対象疾病」に該当し、かつ、次の(1)及び(2)の要件をいずれも満たして発症したときに、公務上の災害として取り扱うこととなります。

○対象疾病

国際疾病分類第10回修正版第V章「精神及び行動の障害」に分類される精神疾患であって、器質性のも及び有害物質に起因するものを除くものとする。

※ 我が国の伝統的診断方式による疾病（心因性うつ病，抑うつ状態，心因反応等）も対象疾病に含まれます。

○要件

(1) 対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること。

ここで、「業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたこと」とは、具体的に、次のア及びイのような事象を伴う業務に従事したことをいう。

ア 人の生命にかかわる事故への遭遇

イ その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

(2) 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと。

(説明)

ア 業務による負荷の検討

業務による精神的又は肉体的負荷（以下単に「業務による負荷」という。）について、上記要件(1)ア又はイの事象の有無を判断するため、対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、対象疾病の発症に関与したと考えられる業務による出来事（対人関係のトラブルを含む。）として具体的にどのようなものがあったのかを把握・分析し、その出来事が次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に該当するときは、上記要件(1)ア又はイに該当する事象があったものと判断します。

(ア) 人の生命にかかわる事故への遭遇（業務による負荷の種類及び程度がこれと同種、同程度のものを含む。）

① 生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合

② ①に準ずるような出来事に遭遇したと認められる場合

(イ) その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

- ① 第三者による暴行、重大な交通事故等の発生により、おおむね2か月以上の入院を要する、又は地方公務員災害補償制度の障害補償年金に該当する若しくは原職への復帰ができなくなる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
- ② 発症直前の2週間程度以上の期間において、いわゆる不眠・不休の状態下で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命の救助その他の被害の防禦等に従事したと認められる場合（1日当たりの勤務時間が特に短い場合、手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- ③ ②の職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等に従事したと認められる場合
- ④ 発症直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又は発症直前の3週間におおむね120時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合（手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- ⑤ 発症直前の連続した2か月間に1月当たりおおむね120時間以上の、又は発症直前の連続した3か月間に1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- ⑥ 発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- ⑦ 上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員が発生し、かつ、それに対して職場の適切な支援・協力等がなされなかったこと等により、②から⑥までに準ずる肉体的過労等を生じさせる業務に従事したと認められる場合
- ⑧ 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断等を伴う業務に従事したと認められる場合
- ⑨ 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化を伴う業務に従事したと認められる場合
- ⑩ 職場でひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を執拗に受けたと認められる場合
- ⑪ 重大な不祥事が発生し、責任者としてその対応に当たったと認められる場合
- ⑫ ①から⑪までに準ずるような業務による負荷があったと認められる場合

上記の検討に当たり時間外勤務を評価する場合には、時間外勤務の命令を受けて行った業務のみを対象とします。ただし、その必要性等を客観的な根拠によって判断できる活動については、時間外勤務時間数に加えて評価することができます。

また、業務による負荷を受けたことが認められるか否かは、被災職員ではなく、被災職員と職種、職、業務経験等が同等程度の職員を基準にして客観的に判断します。

イ 業務以外の負荷及び個体側要因の検討

(ア) 業務以外の負荷の検討

対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、被災職員自身の出来事（離婚等の家庭問題、事故・

事件、けが・病気等)、被災職員の家族の出来事(配偶者や子どもの死亡・けが・病気等)、金銭関係(財産の損失、収入の減少等)などの業務以外の出来事が認められる場合には、それらの出来事が客観的に対象疾病を発症させるおそれのある程度のもものと認められるか否かについて検討します。

(イ) 個体側要因の検討

精神疾患の既往歴、社会適応状況における問題(すなわち、過去の学校生活、職業生活等における適応に困難が認められる場合)、アルコール等依存症、性格傾向における偏り(ただし、社会適応状況に問題がない場合を除く。)が認められる場合には、それらの個体側要因が客観的に対象疾病を発症させるおそれのある程度のもものと認められるか否かについて検討します。

ウ 適切な治ゆの判断

業務による負荷を原因とする精神疾患にあつては、その原因を取り除き、適切な療養を行えば治ゆするケースが多いとされています。そのため、治ゆについては、主治医の治療内容、経過等を参考にして、また必要に応じ他の専門医等の意見も聴きつつ、適切に判断していきます。

エ 認定の手続

公務起因性の判断については、理事長に協議します。

この場合においては、理事長は、医学専門家から精神疾患の疾患名、発症時期、発症機序、鑑別診断等に関する医学的知見を徴します。

オ 調査事項

(ア) 一般的事項(被災職員の氏名、年齢、所属等)

(イ) 災害発生(精神疾患事案の場合は精神疾患の発症、自殺事案の場合は自殺行為による死亡等をいう。)の状況

(ウ) 災害発生前の勤務状況(166頁の様式4)

(エ) 災害発生前の身体・生活状況(167頁～168頁の様式5)(169頁～170頁の様式6)

(オ) その他の事項

災害発生前の身体・生活状況（被災職員・家族用）

記入者： _____ 記入日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

1 業務以外の出来事		
ア 離婚又は夫婦が別居した	有	無
イ 自分が重いけがをした又は流産をした	有	無
ウ 配偶者や子ども、親又は兄弟が死亡した	有	無
エ 配偶者や子どもが重い病気やけがをした	有	無
オ 多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった	有	無
カ 天災や火災などにあった又は犯罪に巻き込まれた	有	無
キ その他上記に準ずるような強い業務以外の負荷があった	有	無
アからキまでに「有」に印をつけた場合、その概要を記入してください。		
2 精神疾患の既往歴		
	有	無
「有」の場合、疾患名、発症時期とともに、療養の状況を時系列的に記入してください。		
3 社会適応状況、性格傾向		
4 アルコール等		
	有	無
ア 飲酒の状況		
「有」の場合、下記を記入してください。 <input type="checkbox"/> 日本酒 合／日 <input type="checkbox"/> ビール 本／日 <input type="checkbox"/> 洋酒 杯／日 <input type="checkbox"/> 毎日飲む <input type="checkbox"/> 左記以外 回／週 飲酒による生活の異常等の有無とその内容		
イ その他		

【記入要領】

- 「3 社会適応状況、性格傾向」の欄には、被災職員の勤務態度、職場の人間関係及び性格傾向について記入すること。
- 「4 アルコール等」欄の「イ その他」欄には、被災職員の嗜好や常用薬等について、特に依存している等の状況があれば、その概要を記入すること。

災害発生前の身体・生活状況（職場関係者用）

記入者： _____

記入日：令和 ____年 ____月 ____日

1 被災職員の社会適応状況、性格傾向		
2 アルコール等		
ア 飲酒の状況	有	無
<p>「有」の場合、下記を記入してください。</p> <p> <input type="checkbox"/>日本酒 合／日 <input type="checkbox"/>ビール 本／日 <input type="checkbox"/>洋酒 杯／日 <input type="checkbox"/>毎日飲む <input type="checkbox"/>左記以外 回／週 飲酒による生活の異常等の有無とその内容 </p>		
イ その他		

【記入要領】

- 1 「1 被災職員の社会適応状況、性格傾向」の欄には、被災職員の勤務態度、職場の人間関係、特異な言動の有無及び性格傾向について、可能な範囲で記入すること。
- 2 「2 アルコール等」欄の「イ その他」欄には、被災職員の嗜好や常用薬等について、特に依存している等の状況があれば、その概要を記入すること。

様式6 (その1)

肉体的・精神的不調和の状況 (被災職員・家族用)

記入者： _____

記入日：令和 年 月 日

不調和の内容	不調和が始まった時期
被災職員本人の訴え	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 不眠が続いている	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 朝起きられない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 気が沈む、落ち込んだ気分になる、ゆううつ	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 全てに自信がない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 気力がない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 将来に希望を感じない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 生きていても仕方がない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 仕事に出たくない、おっくう、人と会うのが面倒だ	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 決断出来ない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> いらいらする	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 何を見ても興味が湧かない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 仕事が手につかない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 疲れ易い	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 頭が痛い、息切れがする	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 食欲がない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 性欲がない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> その他 (内容： _____)	令和 年 月 日
家族から見て	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 元気がない、ぼんやりしている	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 他の人と話をしなくなった	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 仕事を辞めたいと漏らす	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 生きていたくない、死にたいなどと漏らす	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 顔色がよくない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> いらいらしている、今までになく家族に当たる	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 言動がおかしい	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 話がまとまらない、独り言を言っていることがある	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 落ち着きがなくなり、じっとしていない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 口数が多くなった	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 遅刻、早退、欠勤が多くなった	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 酒の量が増えた、酒を飲んで荒れることが多い	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 他人の目や話していることをやたら気にする	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> その他 内容： _____	令和 年 月 日

様式6 (その2)

肉体的・精神的不調和の状況 (職場関係者用)

記入者： _____

記入日：令和 年 月 日

不調和の内容	不調和が始まった時期
周りから見て	
<input type="checkbox"/> 元気がない、ぼんやりしている	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 他の人と話をしなくなった	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 仕事を辞めたいと漏らす	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 生きていたくない、死にたいなどと漏らす	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 顔色がよくない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> いらいらしている	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 言動がおかしい	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 話がまとまらない、独り言を言っていることがある	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 落ち着きがなくなり、じっとしていない	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 口数が多くなった	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 遅刻、早退、欠勤が多くなった	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 酒の量が増えた、酒を飲んで荒れることが多い	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 他人の目や話していることをやたら気にする	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> その他 内容：	令和 年 月 日

【通勤災害の認定基準】

1 通勤の範囲

地公災法第2条第2項及び第3項に規定する「通勤」とは、次のとおりです。

「通勤」とは、職員が、勤務のため(1)、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法(4)により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

- 1 住居(2)と勤務場所(3)との往復
- 2 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- 3 1に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る）

職員が、前記の往復の経路を逸脱し、又は往復を中断(5)した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は、「通勤」としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの(6)をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

ここにいう「公務の性質を有するもの」とは、認定基準の1の(1)のキ又は1の(2)のアに該当するものを行います。

上記の通勤の範囲については、次の基準により取り扱うこととされています。

(1) 「勤務のため」

「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる往復行為をいいます。

すなわち、当該往復行為が全体としてみても、勤務と密接な関連性をもって行われることが必要です。

したがって、勤務終了後、当該勤務公署で、相当時間にわたり私用を弁じた後帰宅する場合などは、勤務との直接的関連性が失われるので、勤務のためとは認められません。

該当する事例	該当しない事例
○通勤の途中で作業衣、定期券など、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合	○出勤途中で自己都合により引き返す場合
○交通途絶、ストなどの交通事情により、許可を受けて引き返す場合	○休日などに勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署の間を移動する場合
○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限り参加する。）に参加する場合	○親ばく会主催、任意参加の行事等に参加する場合
○次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を移動する場合	○勤務終了後相当時間にわたり囲碁、将棋など私用を弁じた後帰宅する場合
○遅刻して出勤し、又は早退する場合（勤務時間中に私用で帰るのは勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤としない。）	

該当する事例	該当しない事例
○単身赴任者が月曜日からの勤務に備え、日曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合	○単身赴任者が私的な用事のため、土曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合（勤務日が月曜日の場合）

(2) 「住居」

「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所などをいいます。

また、単身赴任者などが勤務場所と家族の住む自宅との間を往復する場合における当該自宅は、住居を2か所に置かなければならない合理的な理由があり、かつ、当該往復行為に反復・継続性が認められる場合には、これに該当します。

該当する事例	該当しない事例
○家族と共に生活している家など、通常勤務のための出勤の始点 ○単身赴任者などが家族の住む家から反復・継続性をもって通勤する場合の家族の住む家 ○通常の勤務のために又は長時間の残業、早出出勤などに備えて設けた宿泊場所 ○交通事情などのために一時宿泊する旅館、ホテルなど ○家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院 ○台風などで避難した場所から出勤する場合の当該避難場所	○地方出身者の一時的帰省先 ○単身赴任者が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居 ○家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

(3) 「勤務場所」

「勤務場所」とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいいます。この場合、通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先などもこれに該当します。

該当する事例	該当しない事例
○通常の勤務提供の場所 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限りです。）の場所	○同僚との懇親会、同僚の送別会の会場

(4) 「合理的な経路及び方法」

「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に一般に職員が用いると認められる経路及び方法をいいます。したがって、定期券による経路、通勤届による経路などのほか、当日交通事情などによりやむを得ず迂回する経路、自動車通勤者がガソリン補給のために迂回

する場合などの通勤に伴う合理的必要行為のための経路などは、合理的経路に該当しますが、特別な事情がなく著しく遠回りとなる経路などは、合理的とは認められません。

また、電車、バスなどの公共交通機関の利用、自家用自動車の使用、徒歩による場合など通常勤務に利用する方法は合理的な方法に該当しますが、運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合などは、合理的な方法とは認められません。

区 分	該当する事例	該当しない事例
合理的な 経 路	<p>ア 経路の合理的解釈によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期券による経路 ○通勤届による経路 ○定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路 <p>イ 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経路上の道路工事など、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ○事故、ストなどの場合の代替輸送機関による経路 ○座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路 ○誤って1～2駅乗り越して戻る経路 ○乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路 ○通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路 ○自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路 ○自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路 <p>ウ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共稼ぎの職員が子供を託児所に連れていく経路 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
合理的な 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ○電車、バスなど公共交通機関を利用する場合 ○自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含みます。）、自転車などを使用する場合 ○徒歩による場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合 ○飲酒・酒気帯び運転又はそれを知らながら同乗する場合

(5) 「逸脱」・「中断」

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。したがって、通勤の途中で観劇などをする場合は、逸脱又は中断に該当し、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復中の災害は通勤災害とはみなされませんが、経路上の店で、たばこ、雑誌などを購入する場合や通勤に伴う合理的必要行為は、逸脱又は中断とはしません。

ただし、当該逸脱又は中断が、下記の項で説明する「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの」に該当する行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き通勤災害とされます。

上記の関係を図示すると、次のとおりです。

	当該行為中	当該行為後
逸脱・中断にあたらぬ（ささいな行為）場合	○	○
逸脱又は中断に該当するが、「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの」に該当する場合	×	○ (経路に復した後)
逸脱又は中断に該当するが、「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの」に該当しない場合	×	×

(6) 「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの」

日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものは、次のとおりです。

ア 日用品の購入その他これに準ずる行為

飲食料品、衣料品、家庭用燃料品など、職員又はその家族が日常生活の用に充てるもので、日常しばしば購入するものを購入する行為、又は家庭生活上必要な行為であり、かつ、日常行われ所要時間も短時間であるなど、前記日用品の購入と同程度に評価できる行為をいいます。したがって、日用品の購入のほか、独身職員が通勤途中で食事をする場合、理髪店、美容院へ行く場合などがこれに該当します。

該当する事例	該当しない事例
<p>(ア) 日用品の購入に該当する行為</p> <p>○次のものを購入する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン、米、酒類などの飲食料品 ・家庭用薬品 ・下着、ワイシャツ、背広、オーバーなどの衣料品 ・石油などの家庭用燃料品 ・身廻り品 ・文房具、書籍など ・電球、台所用品など ・子供の玩具 <p>(イ) 日用品の購入に準ずる行為</p> <p>○独身職員が通勤途中で食事をする場合</p> <p>○クリーニング店に立寄る場合</p> <p>○理髪店、美容院に行く場合</p> <p>○テレビ、冷蔵庫などの修理を依頼しに行く場合</p> <p>○税金、高熱水費などを支払いに行く場合</p> <p>○市役所などに住民登録、戸籍抄本などを取りに行く場合</p> <p>○担任赴任者が、帰省先住居と勤務場所間の移動又は帰省先住居と赴任先住居間の移動に際し、これらの移動に長時間要することにより、食堂で食事をする場合や、自家用自動車で仮眠をとる場合</p> <p>◎次のような事例は、逸脱又は中断とはしない。</p> <p>○経路上の店で、タバコ、雑誌などを購入する場合</p> <p>○駅構内でソバなどを立食する場合</p>	<p>○次のものを購入する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装飾品、宝石などの奢侈品 ・テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんすなどの耐久消費財 ・スキー、ゴルフなどのスポーツ用品 <p>○通勤途中で娯楽などのため麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭などでの飲食などをする場合</p> <p>○観劇などのため回り道する場合</p> <p>○同僚の送別会に行く場合</p> <p>○冠婚葬祭に行く場合</p>

イ 学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

該当する事例	該当しない事例
<p>(ア) 学校教育法第1条に規定する学校に該当するもの 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 大学、高等専門学校</p> <p>(イ) 職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公 共職業能力開発施設に該当するもの 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業 能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障 害者職業能力開発校</p> <p>(ウ) 上記に準ずる教育訓練であって職業能力の向上に 資するものに該当するもの</p> <p>○学校教育法第124条に規定する専修学校における 教育</p> <p>○職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開 発総合大学校における職業訓練</p> <p>○学校教育法第134条に規定する各種学校における 教育で、一般的に職業に必要な技術に関し1年以上 の修業期間を定めて行われるもの</p> <p>○上記のほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに 準ずると認められる教育訓練</p>	<p>○趣味又は娯楽のためのもの</p>

ウ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

該当する事例	該当しない事例
<p>(ア) 病院又は診療所において診察又は治療を受けるこ とに該当する行為</p> <p>○人工透析を受けるため病院などに立ち寄る行為</p> <p>(イ) 病院又は診療所において診察又は治療を受けるこ とに準ずる行為</p> <p>○接骨、あん摩、はり、きゅうなどの施術を受ける ため施術所に立ち寄る行為</p> <p>○家族の見舞いなどのため病院などに立ち寄る行為</p>	

エ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

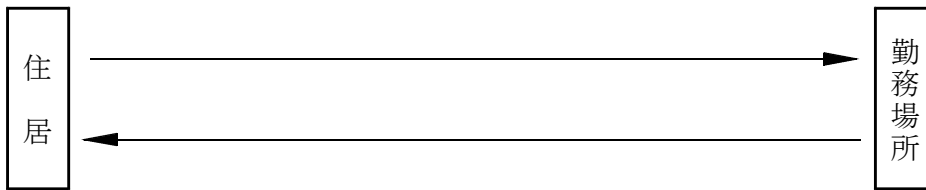
該当する事例	該当しない事例
<p>(ア) 選挙権の行使に該当する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長などの選挙の投票に行く行為 <p>(イ) 選挙権の行使に準ずる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最高裁判所裁判官国民審査法の規定による最高裁判所裁判官の審査の投票に行く行為 ○地方自治法第76条、第80条又は第81条の規定による地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職の請求又は長の解職の請求の署名を行う行為又は投票に行く行為 ○地方自治法第74条、第75条又は第86条の規定による条例の制定、改廃の請求、事務の監査の請求又は主要公務員の解職の請求の署名を行う行為 	

2 通勤災害の概念図

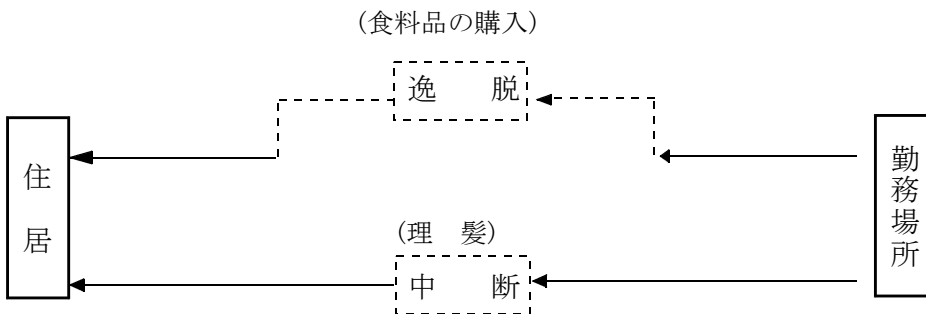
————— 通勤災害該当

----- 通勤災害非該当

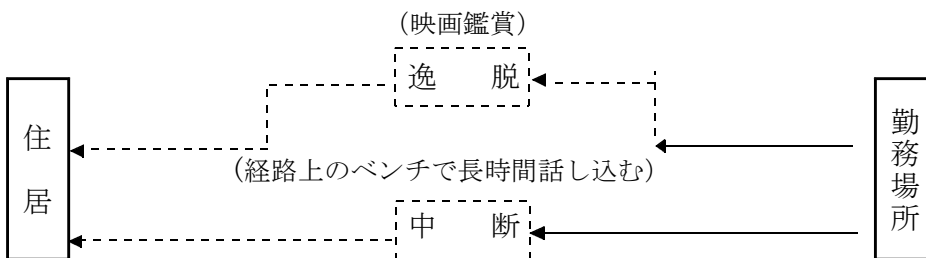
①合理的な経路及び方法の場合



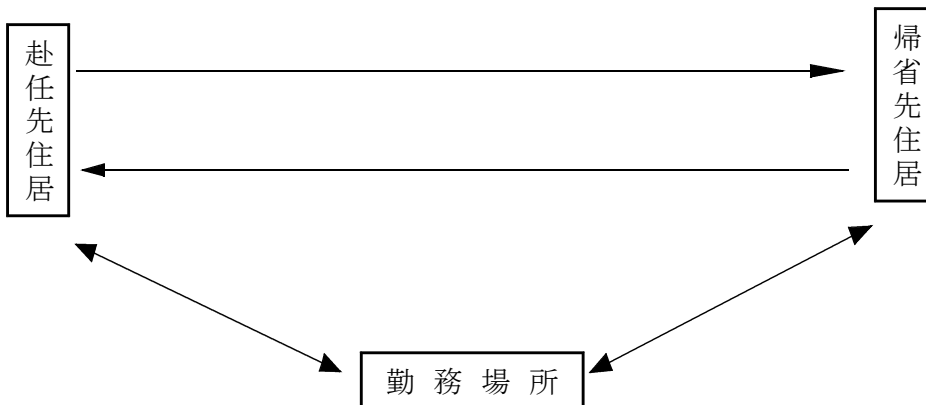
②逸脱又は中断した場合(総務省令で定める日常生活上必要な行為の場合)



③逸脱又は中断した場合(総務省令で定める日常生活上必要な行為以外の場合)



④単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動である場合



II 傷病等級早見表

部 位	傷 病 等 級		
	第 1 級	第 2 級	第 3 級
眼	1 両眼が失明しているもの	2 両眼の視力が0.02以下になっているもの	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの
口	2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの		2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの
神経系統の機能又は精神	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
胸腹部臓器	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
上肢	5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの	4 両上肢を手関節以上で失ったもの	5 両手の手指の全部を失ったもの
下肢	7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの	5 両下肢を足関節以上で失ったもの	
その他	9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 第3号及び第4号に定めるもののほか、常に労務に服することができないもの、その他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

Ⅲ 障害等級早見表

部 位		障害種別	第 1 級 年金313日	第 2 級 年金277日	第 3 級 年金245日	第 4 級 年金213日	第 5 級 年金184日	第 6 級 年金156日
眼	眼 球 (両 眼)	視 力 障 害	(1) 両眼が失明したものの	(1) 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 1眼が失明し他眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 1眼が失明し他眼の視力が0.1以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.1以下になったもの
		調 節 機 能 障 害						
		運 動 障 害						
		視 野 障 害						
	眼 瞼 (右又は左)	欠損又は運動障害						
耳	内 耳 等 (両 耳)	聴 力 障 害				(3) 両耳の聴力を全く失ったもの		(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
	耳 か く (右又は左)	欠 損 障 害						
鼻		欠 損 及 び 機 能 障 害						
口	そ しゃく 及 び 言 語 機 能 障 害		(2) そしゃく及び言語の機能を廃したものの			(2) そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの		
		歯 牙 障 害			(2) そしゃく又は言語の機能を廃したものの			(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
神経系統の機能 又 は 精 神		神経系統の機能 又は精神の障害	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
頭 部 顔 面 頸 部		醜 状 障 害						
胸 腹 部 臓 器 (外生殖器を含む)		胸 腹 部 臓 器 の 障 害	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	

第 7 級 年金133日	第 8 級 一時金503日	第 9 級 一時金391日	第 10 級 一時金302日	第 11 級 一時金233日	第 12 級 一時金156日	第 13 級 一時金101日	第 14 級 一時金56日
(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	(1) 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 1眼の視力が0.1以下になったもの			(1) 1眼の視力が0.6以下になったもの	
				(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの		
			(2) 正面視で複視を残すもの	(1) 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(2) 正面視以外で複視を残すもの	
		(3) 両眼に半盲症視野狭さく又は視野変状を残すもの				(3) 1眼に半盲症視野狭さく又は視野変状を残すもの	
		(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
				(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		
(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの			(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
					(4) 1耳の耳鼓の大部分を欠損したものの		
		(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの					
		(6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの					
			(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの				
			(4) 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(4) 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(3) 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(5) 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(2) 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(10) 神経系統の機能又は神経に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの			(12) 局部にがん固な神経症状を残すもの		(9) 局部に神経症状を残すもの
(12) 外ばうに著しい醜状を残すもの		(16) 外ばうに相当程度の醜状を残すもの			(14) 外ばうに醜状を残すもの		
(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務以外の労務に服することができないもの (13) 両側のこう丸を失ったもの		(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの		(10) 胸腹部臓器に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		(6) 胸腹部臓器に障害を残すもの	

部 位		障害種別	第 1 級 年金313日	第 2 級 年金277日	第 3 級 年金245日	第 4 級 年金213日	第 5 級 年金184日	第 6 級 年金156日
体 幹	脊 柱	変形（奇形）又は 運 動 障 害						(5) せき柱に著しい変形を残すもの
	そ の 他 体 幹 骨	変形（奇形）障害 〔鎖骨、胸骨〕 〔ろっ骨、肩〕 〔こう骨又は〕 〔骨 盤 骨〕						(5) せき柱に著しい運動障害を残すもの
上 肢	上 肢 (右又は左)	欠 損 又 は 機 能 障 害	〔(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの〕 〔(6) 両上肢の用を全廃したものの〕	〔(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの〕		(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したものの	(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの
		変形（奇形）障害						
		醜 状 障 害						
	手 指 (右又は左)	欠 損 又 は 機 能 障 害			〔(5) 両手の手指の全部を失ったもの〕			(8) 1手の5の手指又は母指を含み4の指を失ったもの
下 肢	下 肢 (右又は左)	欠 損 又 は 機 能 障 害	〔(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの〕 〔(8) 両下肢の用を全廃したものの〕	〔(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの〕		(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 〔(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの〕	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (7) 1下肢の用を全廃したものの	(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの
		変形（奇形）障害 〔大腿骨又は〕 〔下 腿 骨〕						
		短 縮 障 害						
		醜 状 障 害						
	足 指 (右又は左)	欠 損 又 は 機 能 障 害					〔(8) 両足の足指の全部を失ったもの〕	

(注) () 内数字は号数を表す。

[] 内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものである。

第 7 級 年金131日	第 8 級 一時金503日	第 9 級 一時金391日	第 10 級 一時金302日	第 11 級 一時金233日	第 12 級 一時金156日	第 13 級 一時金101日	第 14 級 一時金56日
				(7) せき柱に変形を 残すもの			
	(2) せき柱に運動 障害を残すもの						
					(5) 鎖骨、胸骨、 ろっ骨、肩こ う骨又は骨盤骨に 著しい変形を残 すもの		
	(6) 1上肢の3大関 節中の1関節の 用を廃したもの		(10) 1上肢の3大 関節中の1関節 の機能に著しい 障害を残すもの		(6) 1上肢の3大関 節中の1関節の 機能に障害を残 すもの		
(9) 1上肢に偽関 節を残し、著し い障害を残すも の	(8) 1上肢に偽関 節を残すもの				(8) 長管骨に変形 を残すもの		
							(4) 上肢の露出面 にてのひらの大 きさの醜いあと を残すもの
(6) 1手の母指を 含み3の手指又 は母指以外の4 の手指を失った もの	(3) 1手の母指を 含み2の手指又 は母指以外の3 の手指を失った もの	(12) 1手の母指又 は母指以外の2 の手指を失った もの		(8) 1手の示指、中 指又は環指を失 ったもの	(9) 1手の小指を 失ったもの	(8) 1手の母指の 指骨の一部を失 ったもの	(6) 1手の母指以 外の手指の指骨 の一部を失った もの
(7) 1手の5の手指 又は母指指を含 み4の手指の用 を廃したものの	(4) 1手の母指を 含み3の手指又 は母指以外の4 の手指の用を廃 したものの	(13) 1手の母指を 含み2の手指又 は母指以外の3 の手指の用を廃 したものの	(7) 1手の母指又 は母指以外の2 の手指の用を廃 したものの		(10) 1手の示指、 中指又は環指手 指の用を廃した もの	(7) 1手の小指の 用を廃したもの	(7) 1手の母指以 外の手指の遠位 指節間関節を屈 伸することがで きなくなったも の
(8) 1足をリスフ ラン関節以上で 失ったもの	(7) 1下肢の3大関 節中の1関節の 用を廃したもの		(11) 1下肢の3大 関節中の1関節 の機能に著しい 障害を残すもの		(7) 1下肢の3大関 節中の1関節の 機能に障害を残 すもの		
(10) 1下肢に偽関 節を残し、著し い障害を残すも の	(9) 1下肢に偽関 節を残すもの				(8) 長管骨に変形 を残すもの		
	(5) 1下肢を5セン チメートル以上 短縮したもの		(8) 1下肢を3セン チメートル以上 短縮したもの			(9) 1下肢を1セン チメートル以上 短縮したもの	
							(5) 下肢の露出面 に、てのひらの 大きさの醜いあ とを残すもの
	(10) 1足の足指の 全部を失ったも の	(14) 1足の第1の 足指を含み2以 上の足指を失っ たもの	(9) 足の第1の足 指又は他の4の 足指を失ったも の		(11) 1足の第2の 足指を失ったも の、第2の足指 を含み2の足指 を失ったもの又 は第3の足指以 下の3の足指を 失ったもの	(10) 1足の第3の 足指以下の1又 は2の足指を失 ったもの	
(11) 両足の足指 の全部の指を 廃したものの		(15) 1足の足指の 全部の用を廃し たもの		(9) 1足の第1の足 指を含み2以上の 足指の用を廃し たもの	(12) 1足の第1の 足指又は他の4 の足指の用を廃 したものの	(11) 1足の第2の 足指の用を廃し たもの、第2の 足指を含み2の 足指の用を廃し たもの又は第3 の足指以下の3 の足指の用を廃 したものの	(8) 1足の第3の足 指以下の1又は2 の足指の用を廃 したものの

IV 補償と福祉事業の関係

(令和4年7月1日時点)

乗数や金額は変更される場合があります

W：平均給与額

級：等級

A：配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

B：A以外で生計維持関係にある18歳未満若しくは55歳以上
又は障害の状態にある三親等内の親族

C：A、B以外で生計維持関係にあるもの

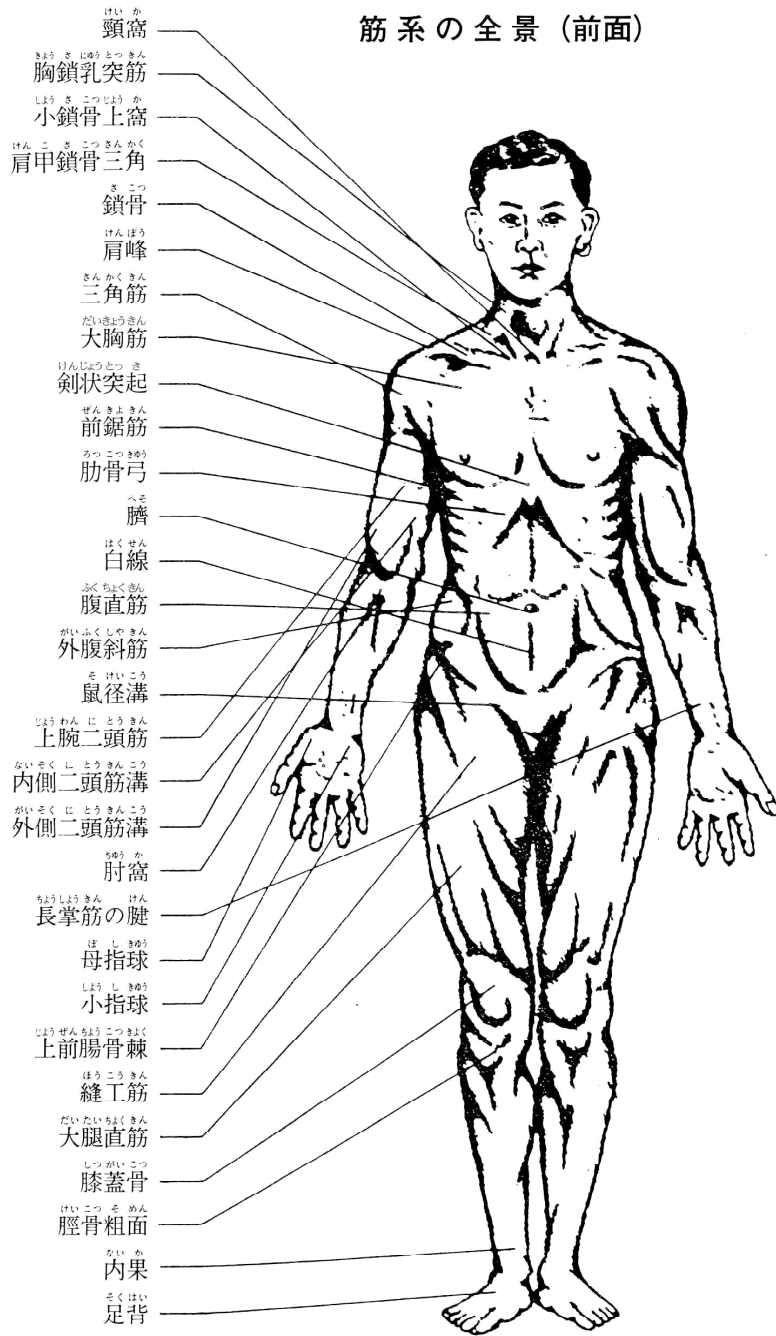
補償	休業補償	<p>勤務することができない場合で給与を受けないとき</p> $W \times \frac{60}{100}$ <p>勤務することができない場合で給与が $W \times \frac{60}{100}$ に満たないとき</p> $W \times \frac{60}{100} - \text{給与}$ <p>所定の勤務時間の一部につき勤務できない場合で給与がWに満たないとき</p> $(W - \text{給与}) \times \frac{60}{100}$	傷病補償年金	<p>1年6か月経過後も治ゆせず、傷病等級(1級～3級)に該当する場合</p> <p>(休業補償と併給せず)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷病等級</th> <th>年金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>$W \times 313$</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>245</td> </tr> </tbody> </table>	傷病等級	年金額	1級	$W \times 313$	2級	277	3級	245
	傷病等級	年金額										
1級	$W \times 313$											
2級	277											
3級	245											
福祉事業	休業援護金	<p>(対象)</p> <p>① 休業補償を受ける者</p> <p>② 勤務時間の全部にわたって勤務できない場合で、給与がWの $\frac{60}{100}$ 以上 $\frac{80}{100}$ 未満の者 (傷病補償年金受給者は除く)</p> <p>(支給額)</p> <p>① 所定の勤務時間の一部について勤務できない場合</p> $(W - \text{給与}) \times \frac{20}{100}$ <p>② 所定の勤務時間の全部について勤務できない場合で</p> <ul style="list-style-type: none"> $W \times \frac{60}{100} \leq \text{給与} < W \times \frac{80}{100}$ のとき $W \times \frac{80}{100} - \text{給与}$ <ul style="list-style-type: none"> $0 \leq \text{給与} < W \times \frac{60}{100}$ のとき $W \times \frac{20}{100}$	傷病特別給付金(年金)	<p>傷病補償年金の受給権者に支給する</p> $\text{傷病補償年金額} \times \frac{20}{100}$ <p>(上限)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>150万円 \times 313/365</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>277/365</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>245/365</td> </tr> </tbody> </table>	1級	150万円 \times 313/365	2級	277/365	3級	245/365		
1級	150万円 \times 313/365											
2級	277/365											
3級	245/365											
			傷病特別支給金(一時金)	<p>傷病補償年金の受給権者に支給する</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>114万円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	1級	114万円	2級	107	3級	100		
1級	114万円											
2級	107											
3級	100											
	援護金(生活援護金)											

障 害 補 償				障害補償年金差額一時金	
治ゆ後残存障害がある場合				障害補償年金の受給者が死亡し、既に支給された年金及び前払一時金の額が下の額に満たないとき、その差額を遺族に支給する。	
〔年 金〕 (障害等級1級～7級)		〔一 時 金〕 (障害等級8級～14級)		◎	
1級	W×313	8級	W×503	1級	W×1,340
2級	277	9級	391	2級	1,190
3級	245	10級	302	3級	1,050
4級	213	11級	223	4級	920
5級	184	12級	156	5級	790
6級	156	13級	101	6級	670
7級	131	14級	56	7級	560
障害補償年金前払一時金		W×1,200 1,000 800 600 400 200		のうち年金受給権者が選択した額	
(上限額)					
1級	W×1,340	4級	W×920	7級	W×560
2級	1,190	5級	790		
3級	1,050	6級	670		
障害特別給付金				障害差額特別給付金 (一時金)	
〔年金〕 (障害等級1級～7級)		〔一時金〕 (障害等級8級～14級)		・ 障害補償年金差額一時金の受給権者 ・ 障害補償年金前払一時金が支給されなければ障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるもの	
障害補償年金額× $\frac{20}{100}$		障害補償一時金額× $\frac{20}{100}$		$\left[\text{◎} \times \frac{20}{100} \right]$ - 既に支給された特別給付金の額	
(上 限)					
各等級ごとに150万円に障害補償年金又は一時金の額の算定に用いたWに乗ずる日数を365で除して得た数を乗じた額					
障害特別支給金 (一時金)				障害特別支給金 (一時金)	
障害補償の受給権者に支給する				(上 限)	
1級	342万円	8級	65万円	1級	150万円×1,340/365
2級	320	9級	50	2級	1,190/365
3級	300	10級	39	3級	1,050/365
4級	264	11級	29	4級	920/365
5級	225	12級	20	5級	790/365
6級	192	13級	14	6級	670/365
7級	159	14級	8	7級	560/365
障害特別援護金 (一時金)					
障害補償の受給権者に支給する					
(公務災害)		(通勤災害)			
1級	1,540万円	1級	915万円		
2級	1,500	2級	885		
3級	1,460	3級	855		
4級	875	4級	520		
5級	745	5級	445		
6級	615	6級	375		
7級	485	7級	300		
8級	320	8級	190		
9級	250	9級	155		
10級	195	10級	125		
11級	145	11級	95		
12級	105	12級	75		
13級	75	13級	55		
14級	45	14級	40		

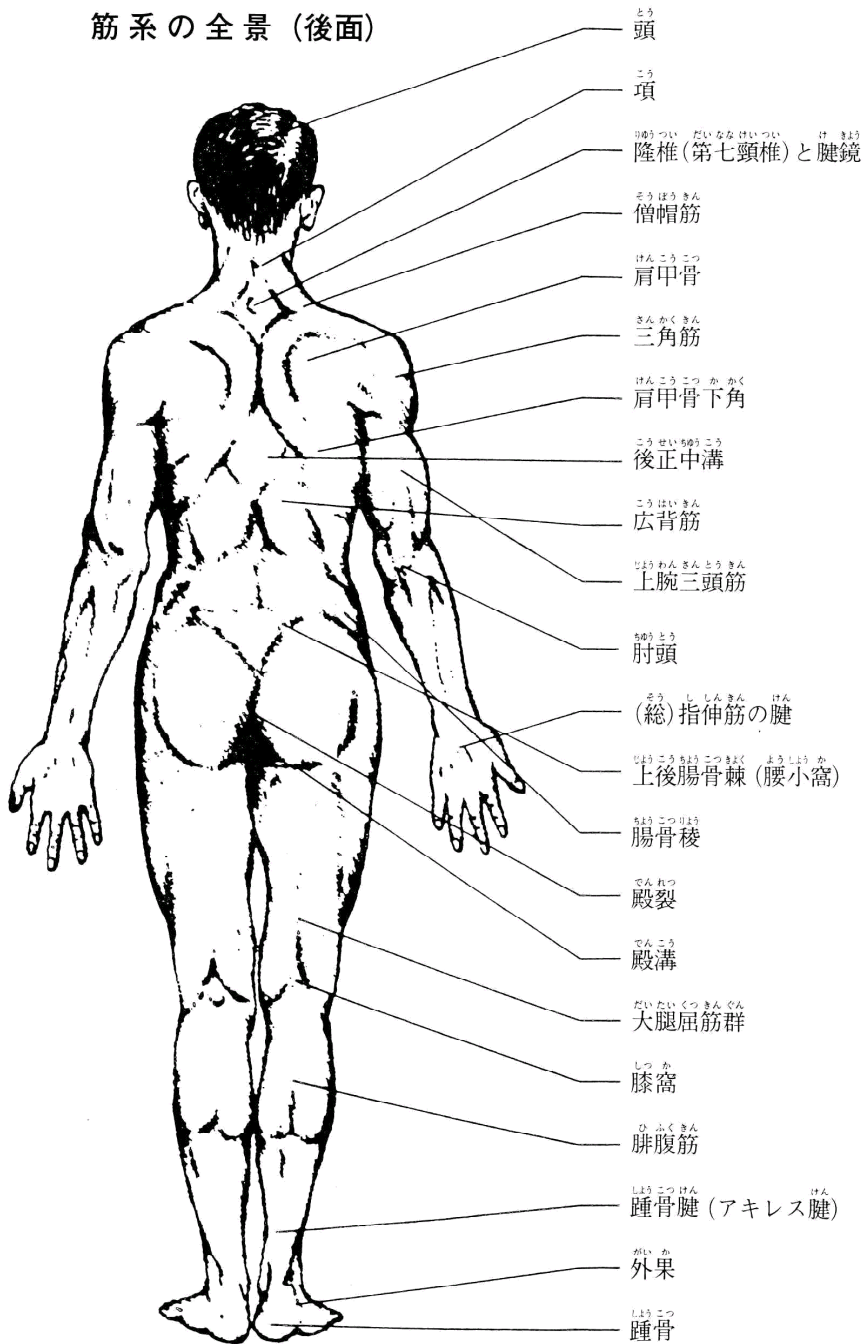
	遺族補償		
	公務又は通勤による災害で死亡した職員の遺族に支給する [年 金]	[一時金]	[遺族補償年金失権差額一時金]
	遺族数	① 死亡当時年金受給権者たる遺族がないとき	② 年金受給権者が失権し、他に年金受給権者がなく、かつ、既に支給された年金及び前払一時金の額が①の場合に支給される一時金の額に満たないとき、その差額を支給する。
	1人 W×153 (42%) (55歳以上の妻等) 175 (48%)	A W×1,000	
	2人 201 (55%)	B 700	
	3人 223 (61%)	C 400	
	4人以上 245 (67%)		
	遺族補償年金前払一時金		
	次のうち年金受給権者が選択した額		
	W×1,000	W× 400	
	800	200	
	600		
福 祉 事 業	給 付 金 （ 期 末 手 当 等 反 映 ）	遺族特別給付金	遺族特別給付金（一時金）
	[年 金]	[一時金]	・遺族補償一時金②の受給権者 ・遺族補償年金前払一時金が生じなければ②の遺族補償一時金を受ける権利を有することとなるもの
	遺族補償年金額× $\frac{20}{100}$ (上 限) 1人 150万円×153/365 (55歳以上の妻等) 175/365 2人 201/365 3人 223/365 4人以上 245/365	遺族補償一時金額 × $\frac{20}{100}$ (上 限) A 150万円× $\frac{1000}{365}$ B $\frac{700}{365}$ C $\frac{400}{365}$	遺族補償一時金額 × $\frac{20}{100}$ - 既に支給された特別給付金の額
支 給 金 （ 見 舞 金 ）	遺族特別支給金（一時金）		
	年金受給権者 300万円	一時金受給権者 A 300万円 B 210 C 120	
援 護 金 （ 生 活 援 護 ）	遺族特別援護金（一時金）		
	年金受給権者 (公務災害) 1,795万円 (通勤災害) 1,115万円	一時金受給権者 (公務災害) A 1,795万円 B 1,255 C 720 (通勤災害) A 1,115万円 B 780 C 445	

V 人体図

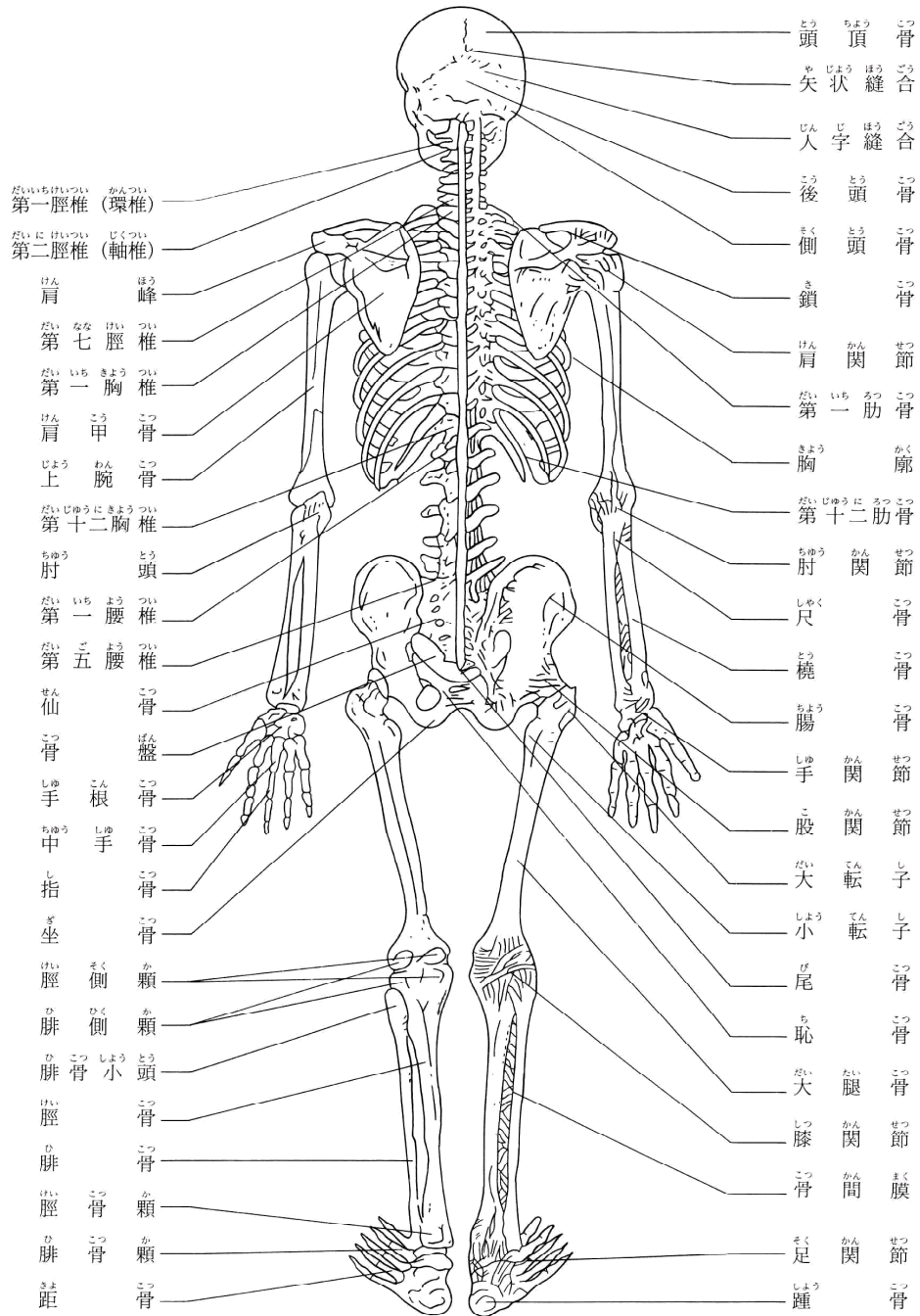
筋系の全景 (前面)



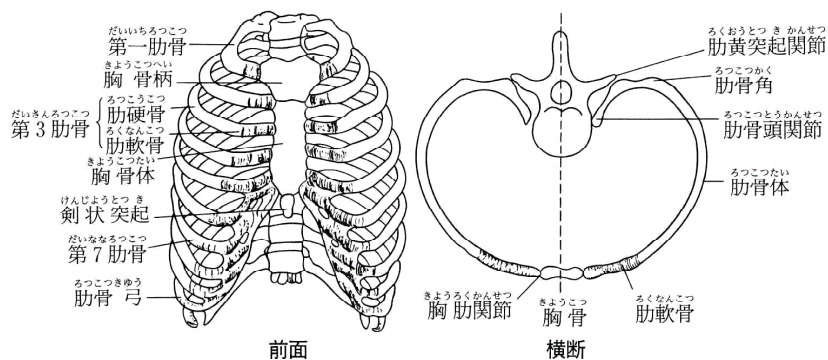
筋系の全景 (後面)



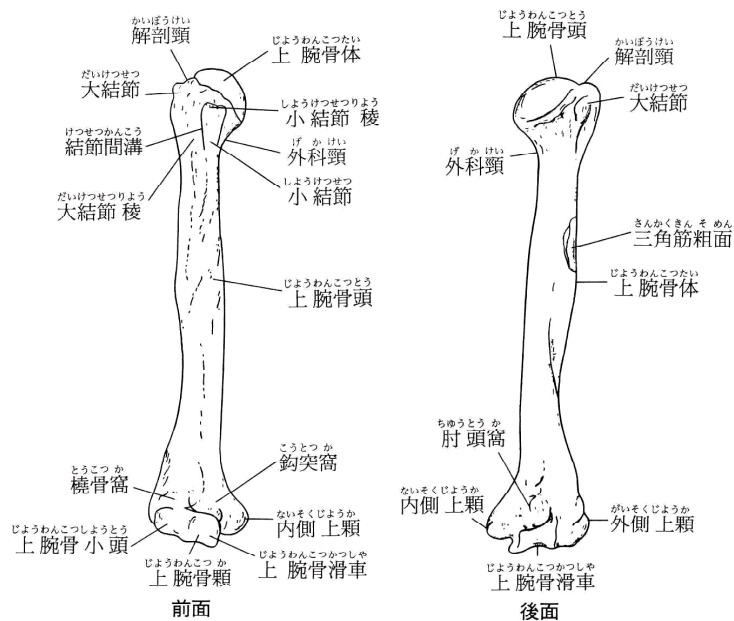
骨格 (後面)



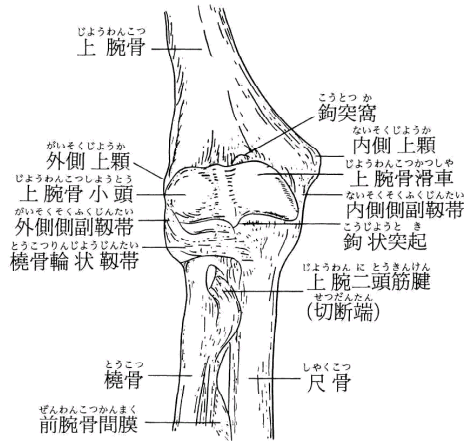
胸 郭



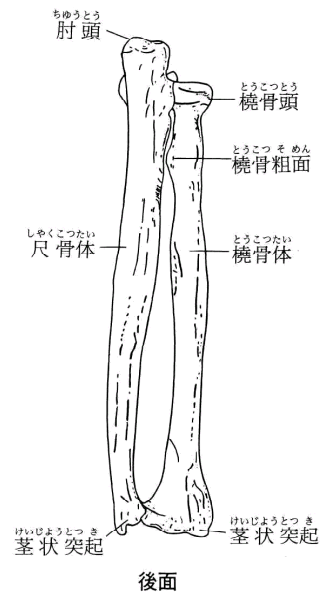
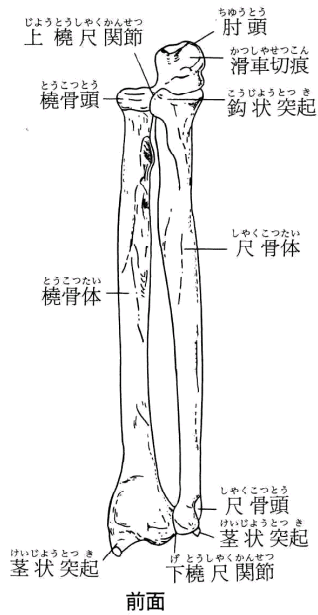
上 腕 骨 (右)

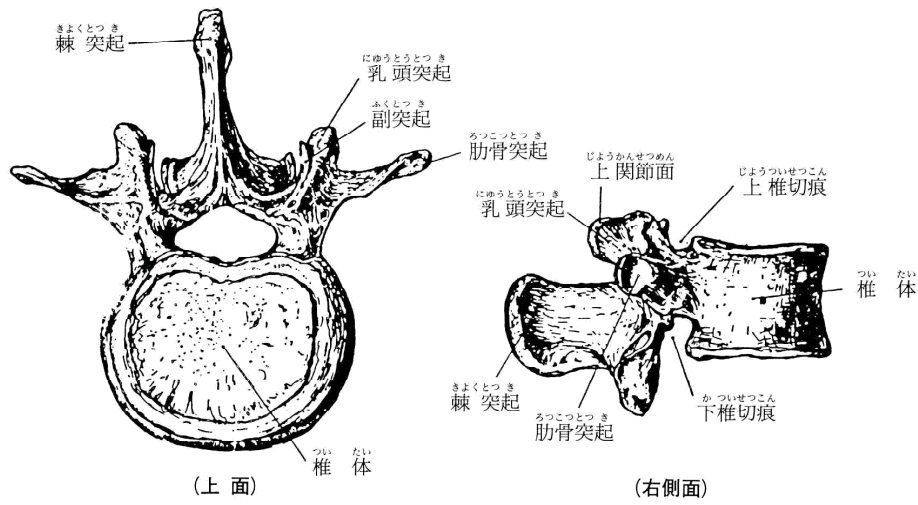


肘 関 節 (右掌側面)

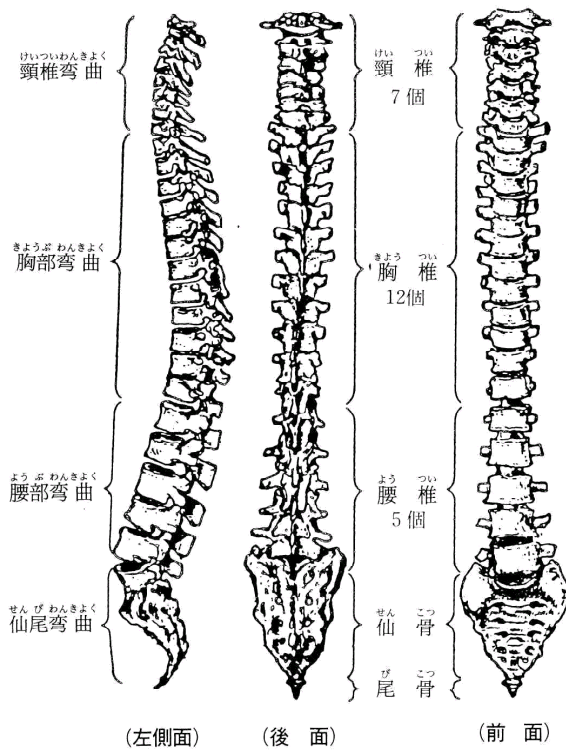


前 腕 骨 (右)

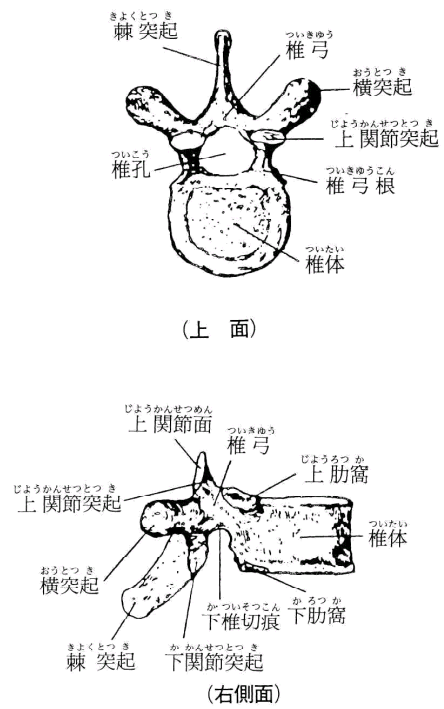




腰 椎

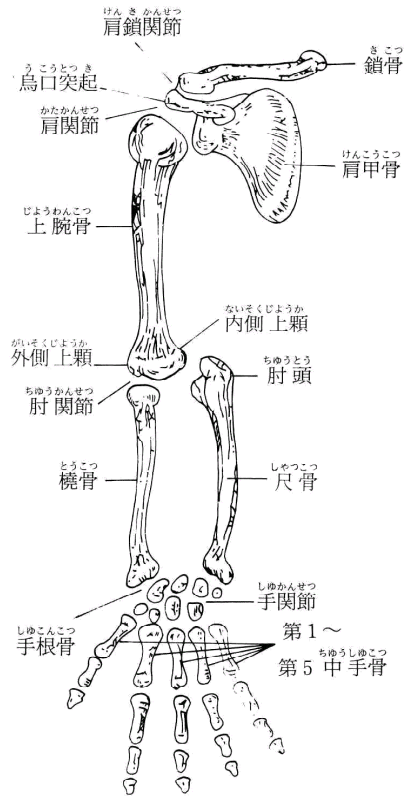


脊 柱

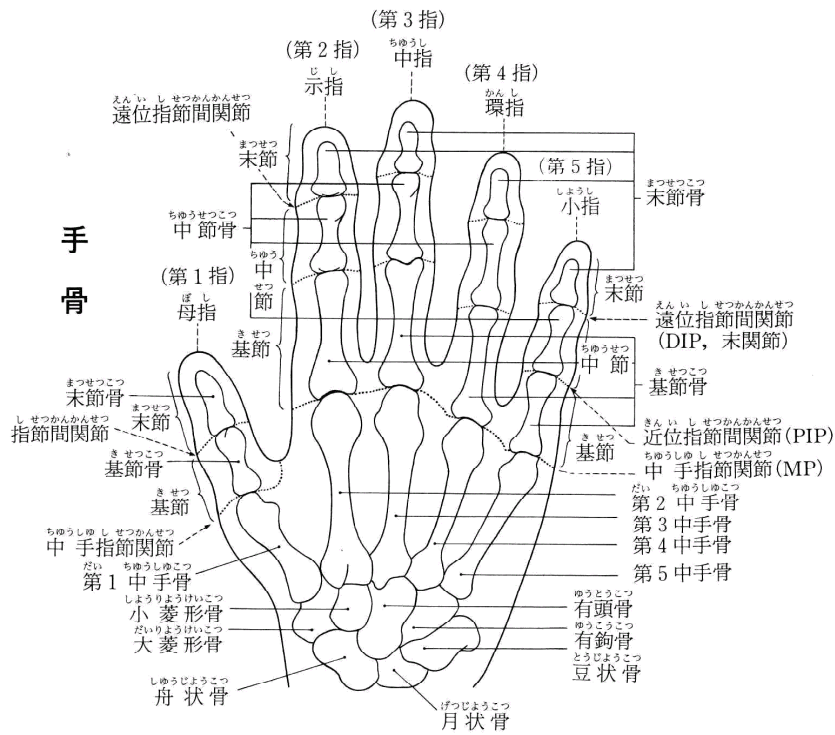


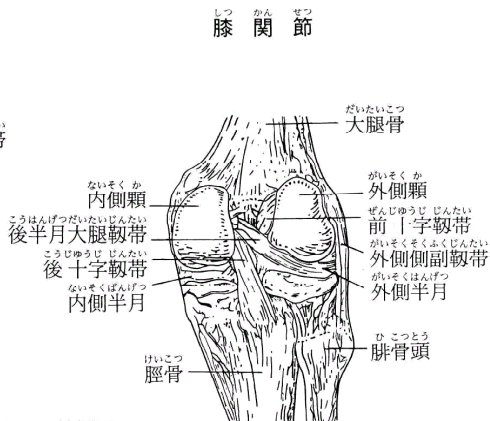
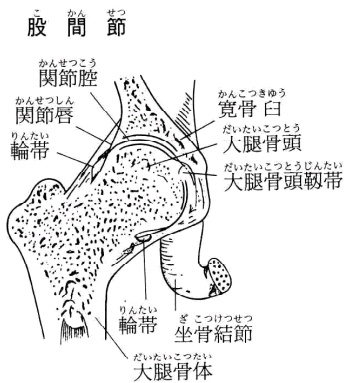
頸 椎

上肢骨模型図

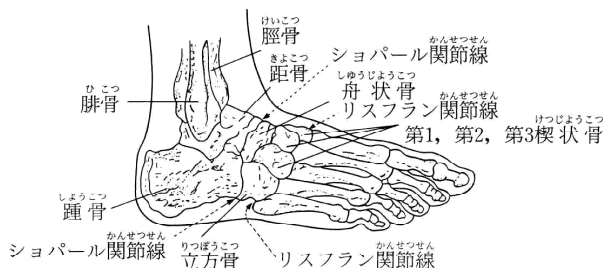


手骨

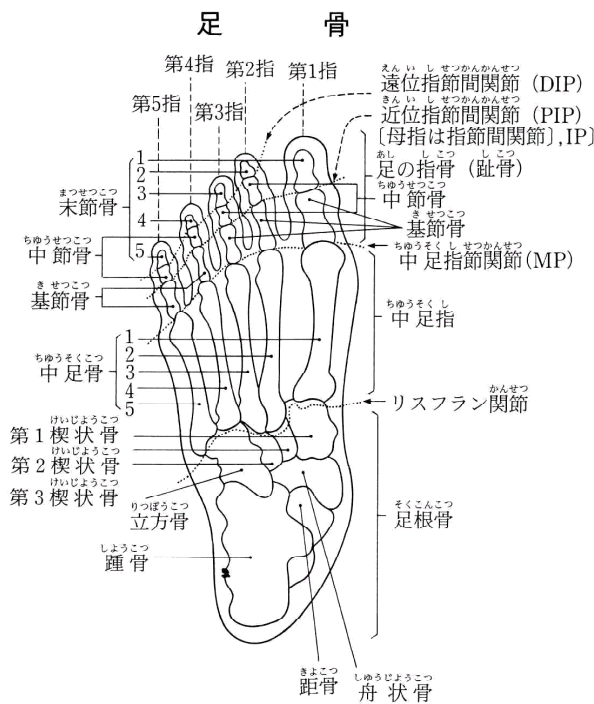
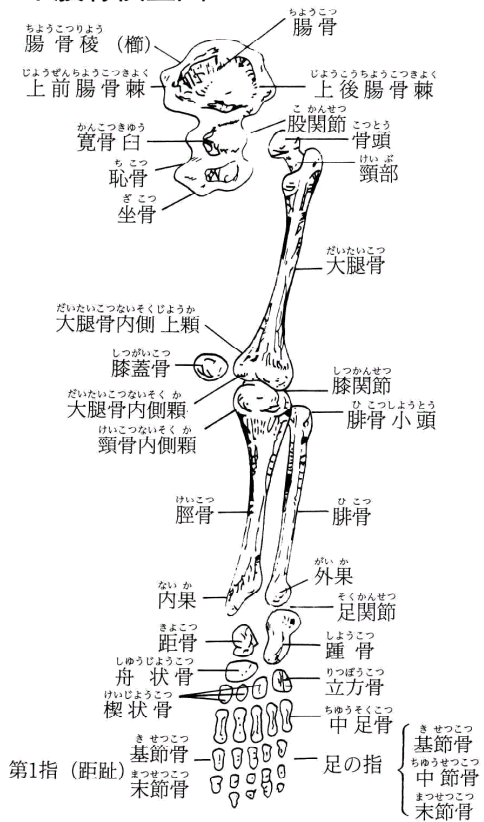


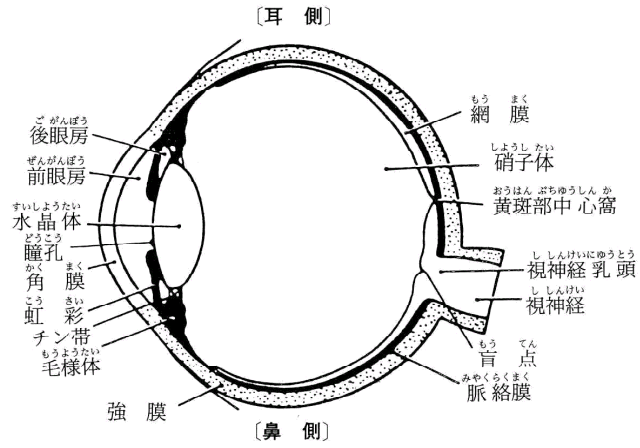


足関節(右)の外側面

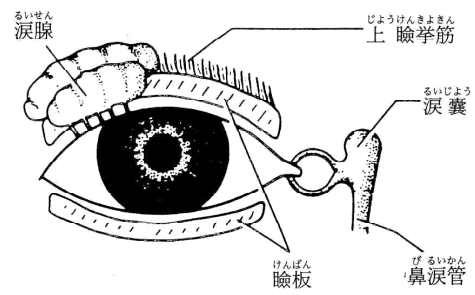
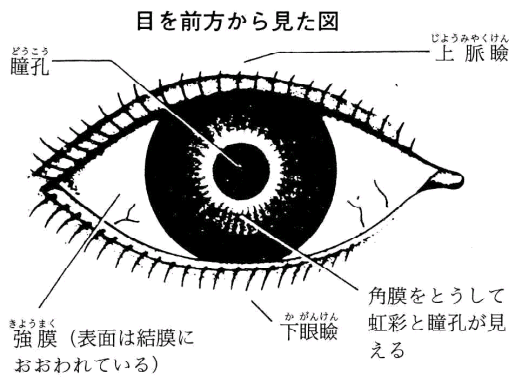


下肢骨模型図





眼球断面



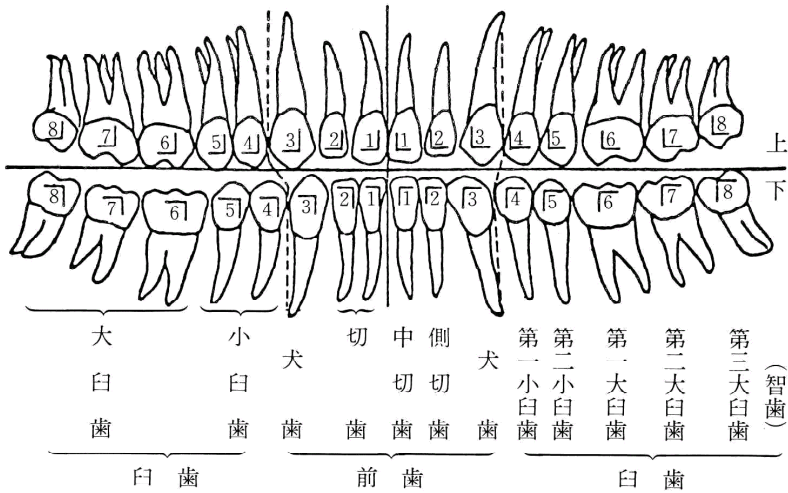
眼

32本の永久歯の歯列



- 1 中切歯
- 2 側切歯
- 3 犬歯
- 4 第1小白歯
- 5 第2小白歯
- 6 第1大白歯
- 7 第2大白歯
- 8 第3大白歯
(智歯)

上下永久歯牙
右 左



齒

VI 宮城県内の指定医療機関一覧 (令和3年4月1日現在)

独立行政法人国立病院機構

名 称	所 在 地	電話番号
独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	〒983-8520 宮城県仙台市宮城野区宮城野2-11-12	022-293-1111
独立行政法人国立病院機構 宮城病院	〒989-2202 宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原100	0223-37-1131
独立行政法人国立病院機構 仙台西多賀病院	〒989-8555 宮城県仙台市太白区鉤取本町2-11-11	022-245-2111

厚生労働省

名 称	所 在 地	電話番号
国立療養所東北新生園	〒989-4692 宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1	0228-38-2121

独立行政法人労働者健康福祉機構

名 称	所 在 地	電話番号
独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	022-275-1111

国家公務員共済組合連合会

名 称	所 在 地	電話番号
東北公済病院	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町2-3-11	022-227-2211

社会福祉法人恩賜財団済生会

名 称	所 在 地	電話番号
宮城県済生会こどもクリニック	〒983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台6-1-1	022-293-1281

日本赤十字社

名 称	所 在 地	電話番号
仙台赤十字病院	〒982-8501 宮城県仙台市太白区八木山本町2-43-3	022-243-1111
石巻赤十字病院	〒986-8522 宮城県石巻市蛇田字西道下71	0225-21-7220

独立行政法人地域医療機能推進機構 JCHO

名 称	所 在 地	電話番号
仙台病院	〒981-8501 宮城県仙台市青葉区堤町3-16-1	022-275-3111
仙台南病院	〒981-1103 宮城県仙台市太白区中田町字前沖143	022-306-1711